

証券モニタリング概要・事例集

平成 30 年 9 月

証券取引等監視委員会事務局

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、平成 27 年度より、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）のコンプライアンス態勢及び内部管理態勢の改善・向上に資するよう、金商業者等に対する検査を通じて把握した問題点等を取りまとめ公表してきました。また、平成 28 年度からは、オフサイト・モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果を踏まえてリスクベースでオンサイト・モニタリング（立入検査）先を選定する取組みを開始したことに伴い、オフサイト・モニタリングに係る取組み等に関する記述も加え、「証券モニタリング概要・事例集」として公表しています。

証券監視委としましては、本「証券モニタリング概要・事例集」が、幅広い方々に読まれることにより証券監視委の活動に対する理解が深まるとともに、金商業者等の皆様の自主的な内部統制の改善・強化等を図る上での一助となれば幸いです。また、今回から無登録業者による詐欺的な投資勧誘の事例等を掲載しており、投資者被害の防止に繋がることを期待しています。

（注 1）証券監視委では、これまで証券検査事務年度を 4 月～翌年 3 月末としてきたところ、平成 28 年度より、7 月～翌年 6 月末に変更しています。

（注 2）特に断りのない場合、本事例集における「平成 29 年度」とは、「平成 29 年 7 月から同 30 年 6 月末までの期間」を示します。

（注 3）「オンサイト・モニタリング指摘事例」には、平成 25 年 4 月から同 30 年 6 月末までに証券監視委及び財務局等が実施した証券検査において勧告・指摘を行った主な個別事例を掲載しています。

平成 30 年 9 月

証券取引等監視委員会事務局

目 次

I. 証券モニタリングの概要	1
1 証券モニタリングの取組方針	1
2 オフサイト・モニタリングの状況	2
(1) 第一種金融商品取引業者に対するモニタリングの概要	2
① 大手国内証券会社	2
② 銀行系証券会社等	2
③ インターネット系証券会社	2
④ 外国証券会社	3
⑤ 地域証券会社	3
(2) 投資運用業者に対するモニタリングの概要	3
(3) その他	4
3 テーマ別実態把握の状況	5
(1) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る実態把握	5
(2) サイバーセキュリティに係る実態把握	6
4 オンサイト・モニタリングの状況	8
5 オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告の状況：主な事例	9
(1) 第一種金融商品取引業者	9
(2) 第二種金融商品取引業者	9
(3) 投資助言・代理業者	9
(4) 適格機関投資家等特例業務届出者	10
6 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等	11
7 オンサイト・モニタリングを通じて把握したフォワードルッキングな観点での課題：留意すべき事項	13
監視委コラム（その1：恐怖指数商品の落とし穴）	18
監視委コラム（その2：サイバー攻撃に対する十分な備えを！）	20
II. オンサイト・モニタリング指摘事例	21
1 第一種金融商品取引業者	22
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	22
(2) 売買管理・審査態勢に係る事項	25
(3) 財産・経理等に係る事項	29
(4) その他業務運営等に係る事項	31
2 第二種金融商品取引業者	37
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	37
(2) ファンド出資金の管理に係る事項	39
3 投資助言・代理業者	42
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	42
(2) 内部管理態勢に係る事項	44

4	投資運用業者	47
(1)	顧客勧誘及び運用状況等の報告に係る事項	47
(2)	運用業務に係る事項	50
(3)	その他業務運営に係る事項	53
5	適格機関投資家等特例業務届出者	56
(1)	無登録で金融商品取引業を行っている状況	56
(2)	ファンド出資金の管理に係る事項	57
(3)	その他業務運営に係る事項	58
6	登録業務の範囲を逸脱して金融商品取引業を行う業者等	60
(1)	無登録で株式等の募集又は私募の取扱い等(第一種金商業)を行っている状況	60
(2)	無登録でファンド等の募集又は私募の取扱い(第二種金商業)を行っている状況	63
(3)	無登録で投資一任業(投資運用業)を行っている状況	65
(4)	無登録業者に名義貸し等を行っている状況	65
7	金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て	67

凡例

- ・ 「金商法」とは、金融商品取引法を指す。
- ・ 「金商法施行令」とは、金融商品取引法施行令を指す。
- ・ 「金商業等府令」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令を指す。
- ・ 「定義府令」とは、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令を指す。
- ・ 「犯収法」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律を指す。
- ・ 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。

証券モニタリングの概要

1 証券モニタリングの取組方針

証券監視委の使命は、市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護並びに資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。こうした中、証券モニタリングの役割は、金商業者等が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うよう、証券モニタリングを通じて促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことにある。

証券モニタリングの対象業者は、延べ約 7,000 社に上っており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分ではない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、経済動向や業界動向等を踏まえ、金商業者等の規模・業態等に応じた効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

証券監視委では、全ての金商業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局と連携して、各業態の規模、特性を踏まえたリスクアセスメントを行い、当該リスクアセスメントを踏まえ、オンサイト・モニタリング（「立入検査」を指す。以下同じ。）先を選定する取組みを導入している。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、重大な法令違反が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行うだけでなく、問題が発生した原因を究明し、実効性ある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいる。また、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知に「留意すべき事項」として記載することで、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、改善に向けた取組みを促している。

この他、無登録業者等による悪質な金商法違反行為に対しては、関係機関と連携して調査を行い、裁判所へ違反行為の禁止命令等の申立てを行うなどして投資者被害の拡大防止に取り組んでいる。

2 オフサイト・モニタリングの状況

第一種金融商品取引業者及び投資運用業者に対するオフサイト・モニタリングの概要は以下のとおり。

(1) 第一種金融商品取引業者に対するモニタリングの概要

① 大手国内証券会社

大手国内証券会社に対しては、国内外のビジネスの動向を継続的にモニタリングするとともに、今年度はコンプライアンスや内部管理に係るガバナンスについて検証したほか、顧客本位の業務運営（以下「FD」という。）への取組状況、海外ビジネスにおけるリスク管理の適切性等について、シニア・マネジメントから営業員まで幅広く対話を実施した。また、平成 30 年 2 月、(株)東京証券取引所上場の NEXT NOTES S&P500 VIX インバースが、対象指標が基準値以下に下落したことにより早期償還（以下「VIX 事案」という。）され、多数の顧客から投資勧誘等に関する苦情が発生したことを踏まえ、顧客への商品説明の状況等についても検証した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ 国内ビジネスについて、FD の定着に向けた取組状況
- ✓ 海外ビジネスについて、リスク管理の高度化に向けた取組みや本邦と各拠点におけるガバナンスの機能発揮の状況
- ✓ VIX 事案における顧客への商品説明の状況や販売勧誘プロセス全体の適切性

② 銀行系証券会社等

銀行系証券会社等に対しては、国内外のビジネス戦略を継続的にモニタリングするとともに、FD の定着に向けた取組み、銀証連携強化に伴う管理態勢の整備状況等についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ FD の定着に向けた取組状況
- ✓ 銀証連携による顧客基盤の拡大に伴う利益相反管理及び優越的地位の濫用を防止するための態勢整備の状況

③ インターネット系証券会社

インターネット系証券会社に対しては、システムリスク管理態勢、IT ガバナンスの構築状況等についてモニタリングするとともに、金融商品仲介業者を活用している場合における所属証券会社としての管理状況等について検証を実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ システムリスクに関する情報の経営陣への報告体制の整備状況
- ✓ サイバーセキュリティ対策の取組状況

- ✓ IT ガバナンスの構築状況等
- ✓ 金融商品仲介業者を活用した営業等を行っている場合における、所属証券会社としての指導・監査等の実施状況及びその実効性

④ 外国証券会社

外国証券会社に対しては、国際金融規制の見直し等を受けたグローバル戦略の変更等も踏まえつつ、日本拠点の業務運営態勢の適切性についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ グローバル戦略の変更等に伴う日本拠点のビジネスモデルへの影響と業務運営態勢の変化
- ✓ グローバル戦略や各国の政治・経済・金融情勢等の変化に伴う潜在的なリスク分析の実施状況
- ✓ マネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の状況
- ✓ 内部管理業務の海外委託に伴う内部管理の実効性を確保するための施策

⑤ 地域証券会社

地域証券会社に対しては、顧客層の高齢化による顧客基盤の変化や取扱商品のリスクに応じた販売勧誘態勢の構築状況等についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ 顧客の高齢化等による収益構造の変化
- ✓ 主力販売商品の動向
- ✓ 取扱商品のリスク分析の十分性
- ✓ 高齢顧客に対する販売勧誘態勢の構築状況

また、地域金融機関系列の証券会社に対しては、親銀行等による経営への関与の状況や、親銀行との営業上の連携の状況等についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ 親銀行等グループにおける証券子会社の位置付けや、親銀行からの出向者を含めた業務運営態勢の整備状況
- ✓ 取扱商品のリスク分析の十分性
- ✓ 親銀行からの紹介顧客に対し、顧客のリスク許容度に応じた販売勧誘態勢の構築状況

(2) 投資運用業者に対するモニタリングの概要

投資運用業者に対しては、大手投資運用業者を中心として、以下のとおり、FD の定

着状況、利益相反管理及びファンド組入資産の流動性管理の有効性等についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ FD の取組方針及び定着度合いを客観的に評価するための成果指標（KPI）の検討状況
- ✓ 利益相反管理態勢について、社内規程、検証・報告体制等の整備状況
- ✓ 流動性管理態勢について、組入資産の特性に応じたリスク評価の実施状況

(3) その他

- 第二種金融商品取引業者に対しては、投資者から寄せられた情報等を活用し、ファンドの出資対象事業と配当利回り等に着目したモニタリングを行った。
- 投資助言・代理業者に対しては、主に顧客に誤解を生じさせる広告や虚偽の説明による勧誘を行っていないかの観点からの情報収集を行った。
- 適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、投資者から寄せられた情報等を活用し、ファンドの出資対象事業と配当利回り等に着目したモニタリングを行った。

3 テーマ別実態把握の状況

金商業者等を巡る市場環境等の変化を踏まえ、以下の事項について実態把握を行い、必要に応じて改善を促した。

(1) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る実態把握

証券監視委は、「平成 29 事務年度 証券モニタリング基本方針」において、「業態横断的なテーマ別モニタリング事項」として、「マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策に係る犯罪収益移転防止法の遵守状況等」を掲げ、金商業者等について、これらに係る実態把握を実施した。

(参考) 金融庁においては、平成 30 年 2 月 6 日「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、この項目では「ガイドライン」という)を策定した。

○ 結果概要

本モニタリングにおいて、以下のとおり、対応が不十分な事例や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクが高いと考えられる事例が認められている。

- 当社は、新規顧客の口座開設時に係る反社会的勢力(以下「反社」という。)の該当性について、ネット検索によるチェックを行っていたところ、反社関係者であることが疑われる情報が認められたにもかかわらず、これを看過して口座開設を認めていた。また、反社スクリーニングに係るコストが低い方法を模索する中、同業他社から全国暴力追放運動推進センターの利用について聞き、同センターに加入のうえ、毎月反社リストの送付を受けていたが、新規顧客の口座開設に当たっては、当該反社リストは活用せず、ネット検索のみでの反社チェックを継続していた。
- 当社は、社内規則において、定期的に名寄せ(電話番号・メールアドレス・IP アドレス)を行うことが定められているところ、一部名寄せが未実施であり、重複口座を抽出した場合も、一部顧客については、連絡・確認を行わないまま取引可能な状況を放置していた。また、連絡を行った顧客のうち、一部の顧客については、顧客への連絡時に重複理由の確認をすることなく、口頭により本人の取引であるかを確認の上、アドレス等の変更を相手方に依頼することをもって対応完了としており、なりすまし口座や、偽り口座となっていないかの確認を行っていなかった。
- 当社は、外国の重要な公的地位にある者(外国 PEPs)について、ウェブサイト上のログイン画面上で顧客に申告させる方法等により、確認を行うとしていたところ、当該申告についての内容確認を行う担当者が、業務繁忙等により、確認作業を失念していた。

○ 今後の課題

今後も、我が国の金融システムが、国際的な信任を得続けていくためには、主要な構成員である金商業者等において、経営陣の積極的な関与の下、継続的な取引モニタリングによる「疑わしい取引の届出」の的確な実施や、「実質的支配者」の確認等の実効性のある取組みが必要であり、商品・サービス、取引内容、顧客属性等に応じた態勢整備が必要である。また、証券監視委においても、リスクに応じたモニタリング活動を通じて、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」をはじめとした関係法令やガイドライン違反等の指摘のみならず、実際に我が国の金融システムに有害なスキームの知見等の蓄積を行い、アウトリーチ活動を含めてこうした知見の還元を行っていく。

(2) サイバーセキュリティに係る実態把握

近年、サイバー攻撃が高度化・複雑化する中、金融機関を取り巻くサイバー攻撃の脅威は一層深刻なものとなっている。

日本国内においては、不正アクセスによる大規模な情報漏洩¹、複数の金融機関に対する身代金要求を伴う DDoS 攻撃²や仮想通貨交換業者に対する不正アクセスによる仮想通貨の外部流出等のインシデントが実際に発生しており、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題である。

金融分野は、最もサイバー攻撃の対象となり易い分野の1つであり、サイバーセキュリティリスクの高まりを踏まえ、金融機関は的確に対応態勢を整備していく必要がある。このような状況を踏まえ、金融庁では、平成 27 年 7 月、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（以下「取組方針」という。）を公表し、官民が一体となって、金融機関のサイバーセキュリティ向上のための取組みを推進しているところである。

金融庁が公表した取組方針を踏まえ、平成 29 年度は「サイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握」として、地域証券会社から外国為替証拠金取引（以下「FX 取引」という。）を取り扱う第一種金融商品取引業者など 20 社を対象に以下の項目について実態把握を行った。また、前年度までに実態把握を行った証券会社 5 社に対して、その後の取組みの進展状況についても確認を行った。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ サイバーセキュリティに関する経営陣の取組み
- ✓ リスク管理の枠組み
- ✓ サイバーセキュリティリスクの対応態勢

¹ 平成 29 年 7 月 28 日金融庁報道発表資料参照(<https://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20170728.html>)。

² Distributed Denial of Service (attack) の略。複数のクライアントから大量のパケットを送信することで、標的となるサーバーのサービスを不能にする攻撃（DoS 攻撃）の一種。

- ✓ コンティンジェンシープランの整備と実効性確保
- ✓ サイバーセキュリティに係る監査等

○ 結果概要

- サイバーセキュリティに関する経営陣の取組みについて、各種サイバーセキュリティ・ワークショップや実態把握結果のフィードバックを契機に、経営陣が率先して取組みを推進している社がみられたものの、一方で、未だ取組みが進展していない社もみられ、経営陣の取組みに二極化が進展している状況となっている。
- リスク管理の枠組みについて、サイバーセキュリティに着眼したリスク評価の必要性は認識しているものの、未だ定着までには至っていない（未完了・不十分）状況が認められる。また、リスク評価に係る取組みを進めているものの、未だ脅威（攻撃手法）と脆弱性から残存リスクを漏れなく評価できておらず、管理態勢の整備や技術的対策が限定的になっている先も認められる³。
- サイバーセキュリティリスクの対応態勢について、金融 ISAC⁴のほか、地域共同 CSIRT⁵といった多様な共助体制の構築が進展している中、こうした共助体制を有効活用している社も見られた⁶。一方で、このような共助体制を有効活用せず、そのため態勢整備が良好な先との繋がりが無い社では対策検討に苦慮している状況となっている。
- 一方、コンティンジェンシープランの整備と実効性確保について、サイバー攻撃に対応したコンティンジェンシープランの策定やその実効性を確認するサイバーセキュリティ演習の実施など侵入されることを前提とした対策強化が遅滞気味となっている。実際にサイバー攻撃を受けた際、被害を極小化する対応体制の実効性向上に時間を要しており、昨今の金融機関を取り巻く状況を踏まえると対応を加速させる必要がある。

³ 例えば、脆弱性攻撃の対象となる情報資産がリスク評価の対象から漏れていたため、対策が不十分となり、結果的にサイバー攻撃による情報漏えいに繋がった事例等が認められた。

⁴ Information Sharing and Analysis Center の略称であり、我が国の金融機関によるサイバーセキュリティに関する情報の共有及び分析を行い、金融システムの安全性の向上を推進することにより、利用者の安心・安全を継続的に確保することを目的として平成 26 年 8 月に設立された一般社団法人。

⁵ Computer Security Incident Response Team の略称であり、コンピュータセキュリティにかかるインシデントに対処するための組織の総称のこと。

⁶ 各地域においても、「新潟県金融機関サイバーセキュリティ情報連絡会（2018 年 2 月 22 日設立）」や「サイバーセキュリティ Day in 広島ーサイバー空間をみんなで守ろうー（2018 年 4 月 2 日開催）」等、業態を超えた共助態勢が進展している。

4 オンサイト・モニタリングの状況

平成 29 年度のオンサイト・モニタリングは、オフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを踏まえて、リスクベースで選定したオンサイト・モニタリング先（金商業者等）に対し、金商業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を進め、実効性のある再発防止策の策定につながるような深度あるオンサイト・モニタリングの実施に努めた。

平成 29 年度のオンサイト・モニタリングの実施件数は、着手ベースで 33 業者に対してオンサイト・モニタリングを実施し、前年度分からの継続分も含めて 39 業者についてオンサイト・モニタリングを終了した。39 業者のうち、重大な法令違反等が認められた 8 業者^{（注）}については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行うとともに、法令違反や内部管理態勢等に問題点が認められた 30 業者に対して問題点を通知した。

各業態別のオンサイト・モニタリングの実施状況は表 1～4 のとおりである。

（注） 適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、平成 27 年法律第 32 号による改正金商法の施行（平成 28 年 3 月 1 日）後の法令違反行為について行政処分勧告を行うことが可能となったため、当該 8 業者には適格機関投資家等特例業務届出者に対して行政処分勧告を行った件数（1 業者）を含んでいる。

5 オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告の状況：主な事例

(1) 第一種金融商品取引業者（勧告：3業者）

〔事例〕

- ✓ 支店長の職にあった者が、株式の売買取引において実際に発生した損失を補填するため、自己資金数百万円を顧客の取引口座に入金したほか、専ら自己の有価証券売買益を獲得する目的で、顧客からの借入金を原資として、顧客の取引口座を使用し、自己の計算により株式の売買取引を頻繁に行っていた。
- ✓ 複数の営業員が、顧客に対し、公表前のアナリスト・レポートに記載される銘柄のレーティングや目標株価等の情報を用いて株式の買付けを勧誘していたほか、アナリスト・レポートの公表前に、レーティング情報等を社内放送等を通じて全営業員に伝達し、当該情報を用いた勧誘を行うことを容認するなど、アナリスト・レポートに記載される情報の取扱いが極めて不適切なものとなっていた。
- ✓ 複数の顧客がグループを構成し、買い上がり買付けや終値関与によって、特定の上場銘柄の株式の株価を引き上げることを意図していることを知りながら、当該顧客らによる一連の買付注文を受託・執行したほか、関連が疑われる複数の顧客を一体として捉えた売買審査を実施していないなど、作為的相場形成となる売買取引の受託等を防止するための売買管理が不十分と認められた。

(2) 第二種金融商品取引業者（勧告：1業者）

〔事例〕

- ✓ 法人向けローンを出資対象事業とするファンドに係る貸付先の審査について、あたかも、慎重な手続きによって行われているかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行っていたほか、担保評価について、対外的に公表できない不動産価格をウェブサイト上に掲載し、誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

(3) 投資助言・代理業者（勧告：3業者）

〔事例〕

- ✓ 役職員が、自己の利益を図る目的をもって、自らの意図するタイミングで買付けを行うよう複数の顧客に対し投資助言を行うことにより、自らが買い付けた銘柄の株価を引き上げさせ、売り抜けることにより利益を得ていた。また、同社は役職員の株式取引を把握・管理するための管理態勢を何ら構築しておらず、長期間にわたり当該行為を把握できていなかった。
- ✓ 無登録で投資助言業務を行っている業者（無登録業者）と共同し、顧客獲得等に繋げる目的で、作為的に株価を急騰させることを目的とした助言を行っていた。また、当社の代表取締役は、当該無登録業者において「社長」と呼ばれる地位にあり、無登録での投資助言業務を主導するとともに、当社の従業員を無登録業者

の投資助言業務に従事させるなど、投資者保護上重大な問題のある業務運営を行っていた。

- ✓ 上記と同様に、無登録業者と共同し、顧客獲得等に繋げる目的で、作為的に株価を急騰させることを目的とした助言を行うとともに、営業活動が無登録業者から受け入れた従業員任せにし、法令等を遵守するために必要な内部管理態勢を構築していなかった。

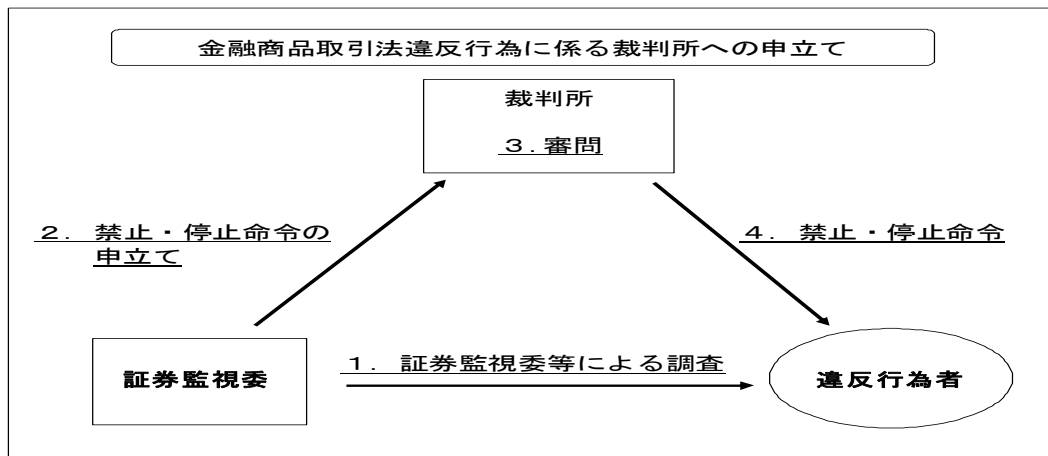
(4) 適格機関投資家等特例業務届出者（勧告：1業者）

〔事例〕

- ✓ 自らを営業者として出資持分の取得勧誘を行った匿名組合について、会計帳簿等を適切に作成・管理しておらず、出資金の一部の使途が把握できない状況となっていた。

6 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

金商法第 29 条に基づく登録を受けることなく金融商品取引業を行っている業者等（以下「無登録業者等」という。）による投資者被害を防止するため、無登録業者等に対しては金商法第 187 条に基づく調査を行い、調査の結果に基づき同法第 192 条第 1 項に基づく裁判所への禁止・停止命令の発出を求める申立て（以下「192 条申立て」という。）を行っている。証券監視委からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止が命じられる。



平成 29 年度に 192 条申立てを行った主な事例の概要は、以下のとおり。

① 事例

- ✓ 実体のない複数の会社名義でウェブサイトを多数開設し、ウェブサイト上で無料の会員登録を行った一般投資者に対して、作為的に特定銘柄の株価を急騰させることにより特別な投資情報を有しているように振る舞って、電話や電子メールで投資顧問契約の締結を勧誘し、少なくとも延べ約 3,700 名から約 37 億 5 千万円の投資顧問料を得ていた（無登録での投資助言・代理業に該当）。
- ✓ ウェブサイトにおいて、4 種類のバイナリーオプション取引に係る権利を延べ約 400 名に対して約 3 億円販売していた（無登録での第一種金融商品取引業に該当）。
- ✓ 仮想通貨の売買により運用するポートフォリオコインと称する金融商品について、個別面談、セミナー等において、週 5% の配当を得られる等として取得勧誘を行い、少なくとも延べ約 8,100 名に対して約 31 億円販売していた（無登録での第二種金融商品取引業に該当）。

② 投資者への注意喚起

- 金融商品取引を行うに当たっては、取引相手方業者が金融庁（財務局）へ登録等を行っているか否かの確認を行うことが重要です。登録を受けた金商業者等以外が

有価証券取引の勧誘を行うことは違法ですので、絶対に関わらないようにして下さい。

また、無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁（財務局）が警告を行った者については、その名称等を金融庁ホームページ（下記 URL 参照）で確認することができますので、ご確認下さい。

○ 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>)

- 元本や利回りを保証して勧誘することは、登録を受けている金商業者等であっても禁止されており、特に現状の金利水準を大幅に上回る利回りを提示して勧誘する業者については十分注意して下さい。

7 オンサイト・モニタリングを通じて把握したフォワードルッキングな観点での課題：留意すべき事項

証券監視委においては、その時点では問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、オンサイト・モニタリング対象先との間で課題認識を共有した上で、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載することを通じて実効性ある内部管理態勢の構築等を促してきたところ、平成 29 年度における主な事例は以下のとおり。

＜主な事例＞

① 中長期の視点に立った経営管理態勢の構築について

当社は、個人向けの新興国通貨建ての外国債券の販売に特化したビジネスモデルを継続しているが、将来、市場環境が変化した場合に備え、中長期的な視野に立ったビジネスモデルの持続可能性について、経営陣において検討が十分に行われていない状況にある。今後、現状のビジネスモデルが抱えるリスクを十分に検討し、リスクに応じた実効性のある経営管理態勢を構築していく必要がある。

② 顧客基盤に応じた収益計画の策定、高齢顧客への適切な勧誘等について

当社は、主に国内株式のリテール対面営業を行うことをビジネスモデルとしているところ、新規口座開設数等の減少や年間収益目標の未達成が継続している。このような状況の下、適切な営業活動を確保する観点から、顧客基盤の実状を踏まえた収益目標を策定していく必要があると考えられる。また、顧客の高齢化が進展し、収益における高齢顧客への依存度が高まっていることに鑑みれば、高齢顧客への適切な勧誘の徹底や、十分な顧客管理態勢を構築していく必要がある。

③ 証券事故等の再発防止に向けた取組み状況について

当社は、親銀行等からの出向者が証券業務の経験・知識不足等に起因した証券事故等を多発させているが、内部管理部门においては、証券営業やコンプライアンスに関する知識・経験がある職員に限られていること等から、証券事故等の発生原因、事故者の傾向等の分析・検証を行っていないなど、実効性ある当再発防止策の検討が不十分な状況にある。今後、職員のスキル向上や証券事故等の再発防止に向けた取組みを強化していく必要がある。

表 1 検査終了件数

(単位：件)

区 分	25 年 4 月 ～26 年 3 月	26 年 4 月 ～27 年 3 月	27 年 4 月 ～28 年 3 月	28 年 4 月 ～29 年 6 月	29 年 7 月 ～30 年 6 月
検 査 終 了 件 数	283	277	191	111	39
金 融 商 品 取 引 業 者	230	232	128	71	34
第一種金融商品取引業者	63	86	58	34	23
第二種金融商品取引業者	81	94	33	15	5
投資助言・代理業者	40	38	31	15	5
投資運用業者	46	14	6	7	1
登 録 金 融 機 関	14	1	0	1	0
適格機関投資家等特例業務届出者	22	24	35	28	4
金 融 商 品 仲 介 業 者	10	16	18	6	1
信 用 格 付 業 者	0	0	2	0	0
自 主 規 制 機 関 等	3	0	3	3	0
投 資 法 人	3	1	2	1	0
そ の 他	1	3	3	1	0

(注)「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度以前着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

表2 勧告実施件数

(単位：件)

区 分	25 年 4 月 ～26 年 3 月	26 年 4 月 ～27 年 3 月	27 年 4 月 ～28 年 3 月	28 年 4 月 ～29 年 6 月	29 年 7 月 ～30 年 6 月
証券検査の結果に基づく勧告	18	16	18	39	8
証券監視委の行った検査に基づく勧告	6	5	5	10	1
財務局等の行った検査に基づく勧告	13	11	13	29	7

(注) 平成 25 年度の検査結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局等が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局等にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

表3 問題点が認められた業者等の数

区 分	25 年 4 月 ～26 年 3 月	26 年 4 月 ～27 年 3 月	27 年 4 月 ～28 年 3 月	28 年 4 月 ～29 年 6 月	29 年 7 月 ～30 年 6 月
問題点が認められた業者等の数	118	105	72	76	30
不公正取引に関するもの	5	7	3	4	6
投資者保護に関するもの	65	71	54	64	13
財産・経理等に関するもの	9	19	7	12	1
その他業務運営に関するもの(注3)	69	52	32	32	20

(注1) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

(注3) 「その他業務運営に関するもの」には、システムリスク管理態勢の不備や取引時確認の不備等が含まれている。

表 4 法令違反行為別の指摘件数

法令違反行為 (注1)	業 態					合 計
	第一種	第二種	投資助言・代理業	投資運用業	適格機関投資家等特例業務	
無登録募集等		2	10		10	22
人的構成を有しない状況		8	3			11
法定純財産額に満たない状況	2			1		3
標識の未掲示等			1			1
無登録業者に対する名義貸し		2	3			5
事実に相違する広告等		1	3			4
契約締結前交付書面の記載不備		2	1			3
契約締結時交付書面の記載不備		2	1			3
顧客に対する虚偽告知	1	8	3	1		13
断定的判断の提供等			2			2
特別の利益の提供	1		1	1		3
顧客に対する虚偽表示	11	1				12
重要な事項に関する誤解表示	14	2		1		17
法人関係情報を提供した勧誘	(注2)3					3
法人関係情報の管理不備	(注2)3		1			4
顧客に必要な情報の不適切な通知		1				1
システム管理不備	1					1
出資金の流用を知りながらの募集等		2				2
顧客資産の分別保管の未実施	1	3			1	5
顧客への利益提供			1			1
損失補てん	1					1
専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買	1					1
忠実義務違反				3	1	4
善管注意義務違反				1		1
運用報告書の虚偽記載				1		1
非公開情報の受領	1					1
帳簿書類の未作成・未保存			2			2
虚偽の事業報告書の提出等		4	1	1		6

自己資本規制比率の法定基準未 満等	1					1
届出事項の未届出等	1		2			3
業務の運営等に問題のある行為	10	5	8	2	14	39
報告徴取命令の虚偽報告等		7	1		1	9
業務停止命令違反			1			1
不正の手段による登録		1				1
金商業に関する不正行為等（注3）	1	8				9
未登録者による外務員行為	（注4）1					1
検査忌避		2				2
合 計	54	61	45	12	27	199

（注1）法令違反行為の件数は、平成25年度から同29年度までに勧告を行った業者等の数としている。

（注2）金融商品仲介業者の法令違反行為1件を含む。

（注3）「金商業に関する不正行為等」（金商法第52条第1項第9号）の具体例は、「Ⅱ. 7 投資者保護上
重大な問題（資金流用等）が認められた業者」を参照。

（注4）「未登録者による外務員行為」は、金融商品仲介業者の法令違反。

(その1) 恐怖指数商品の落とし穴

- ✓ 平成 30 年2月、上場 ETN 信託受益証券である「NEXT NOTES S&P500 VIX インバース ETN」(以下「本商品」といいます)が早期償還となり、多数の投資家に損失が発生しました。

(参考) この商品は、米国株式市場の将来の変動見込みを反映した指数（いわゆる恐怖指数）である「S&P500 VIX 短期先物指数」に基づき、日々の値動きが VIX 先物指数のマイナス 1 倍となる「S&P500 VIX 短期先物インバース日次指数」に連動するように設計された複雑な仕組債を信託設定し、その受益権を上場したもの。

市場が安定的に推移する場合には本商品の価格は緩やかに上昇する傾向がある反面、株価の急落時など市場の急変時には本商品の価格は大きく下落するという価格変動性を有していた。また、本商品には、インバース日次指数が、前日終値に比して 20%以下になった場合には早期償還となるという早期償還条項が付されていた。

平成 30 年 2 月 5 日（米国時間）に、米国株が大きく下落し、VIX 先物指数が大きく上昇。その結果、日本時間 2 月 6 日早朝にインバース日次指数が急落し、前日終値に比して 20%以下となり、早期償還条項に該当したため上場廃止となり、投資家の損失は瞬時に確定することとなった。

- ✓ 上記の状況を踏まえ、本商品を販売していた証券会社に問題が無かったのか、モニタリングの過程で実態把握を進めて参りました。

その結果、本商品の販売の過程には、大きく分けて、3つの落とし穴があったのではないかと考えられました。

① 本商品の取扱い開始時（1つめの落とし穴）

証券会社が新たな有価証券等を販売する際には、あらかじめその有価証券等の特性やリスクを十分に把握するなど、投資家に販売する商品としての適合性を事前に検証することが求められています。さらに、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等を販売する際には、商品のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準を定めることが必要です。特に、販売対象顧客に一般の個人投資家が含まれる場合は、こうした事前の審査は極めて重要です。

証券会社各社は、新たな商品を取り扱う際には事前審査を行っています。しかし、本商品については、その実態は仕組債であるにもかかわらず、商品分類としては ETN という既に販売が行われている商品であった、取引所に上場している商品であった等の理由から、取扱いの開始に当たって、本来適切に行われるべき事前の十分な検証や厳格な販売開始基準の設定が行われていないケースがありました。

また、その結果、販売に先立ち、営業員に対する商品知識のインプットなどの対応も行われていませんでした。



② 本商品の勧誘時（２つめの落とし穴）

証券会社が一般投資家を含む幅広い顧客層に対して勧誘・販売を行う場合は、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要です。

しかし、本商品は、上記のとおり、営業員の商品知識が十分とは言えない状況にあったほか、時々刻々値動きする上場商品であることなどから、「過去の値動きから、そろそろ反転するのではないか」といった市場価格の推移にのみ焦点を当てた勧誘が行われ、価格の変動性質や早期償還条項など本商品の詳細な商品説明が行われていないケースが見られました。また、このような勧誘の実態は、本商品が早期償還となって、そのリスクが顕在化するまでは、多くのケースで把握されていませんでした。

③ 本商品の販売後（３つめの落とし穴）

証券会社においては、本商品のように個人投資家に広く販売され、十分な周知期間もないまま上場廃止となり、顧客に大きな損失が発生したような個別の状況下においては、事後的に丁寧に顧客のフォローアップをすることが極めて重要です。

しかし、本商品については、事前に十分な商品の内容を把握していなかったこともあり、営業店サイドでは顧客に対して上場廃止になったという事実しか伝えていないケースが見受けられました。また、事前に早期償還条項がついているなど十分な説明を受けていないといった苦情を申し立てた顧客に対しても、勧誘時の説明状況を再確認することもなく、早期償還条項に関して説明しなければならない法的な義務はないといった通り一遍の回答を繰り返すのみである、といった声も聞かれるところです。

本商品においては、顧客から申し立てられた苦情に対して、真摯に向き合い、顧客の立場に立った上で勧誘時に提供した情報は十分であったか、間違いは無かったか、という確認を行うことにより、失いかけた顧客からの信頼を取り戻す姿勢こそが必要なのではないかと考えられます。

- ✓ 本商品は、仕組債であるという性質などから、証券会社として、本来、その取扱いのために、実質的に十分な態勢が構築されるよう特に留意していたはずの商品でした。それに関わらず、このような問題が起きた背景には、商品性等の検証・検討が表面的なものにとどまり、短期間に大幅な価格の下落の可能性があるといった個別商品のリスクや複雑性及びこれに応じた顧客への説明の必要性などについて十分な検証・検討が行われる態勢になっていなかったことが窺われます。証券監視委としては、引き続き、本商品の販売状況等を確認して参りますが、証券会社においては、本商品の事例を教訓として、仕組債に限らず、自社の取り扱う商品や取引の本質を見誤ることのないよう、再度分析及び認識し、顧客の立場に立った上での態勢整備を進めることが重要と言えます。

(その2) サイバー攻撃に対する十分な備えを！

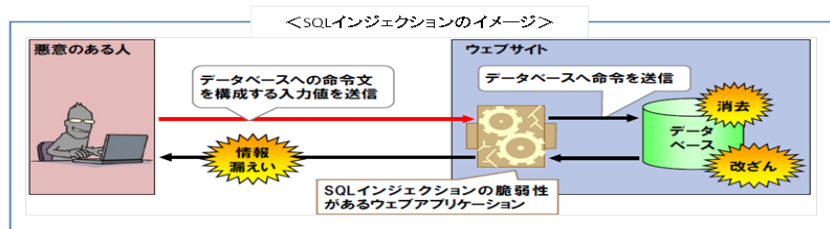
- ✓ 近年、金融分野におけるサイバー攻撃の高度化・複雑化が進む中、サイバー攻撃により金融機関や金融市場インフラの機能が停止するリスクが増大しており、今や金融分野のサイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題となっています。
- ✓ 金融分野においては、その業務の特性上、他業種よりも多くの顧客情報等を保有しており、こうした情報が漏えいしないよう、適切な管理が求められます。

(参考) 金融庁においては、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」(2015年7月公表)に基づき、官民が一体となって、金融機関のサイバーセキュリティ向上のための取組みを推進している。

- ✓ そのような中、金商業者において、サイバー攻撃(SQL インジェクション)により、大量の顧客情報が流出した事案が発生しており、当該事案について、以下の状況が認められています。
 - ・ システム担当者においては、サイバー攻撃を検知するシステムの導入・外部監査結果の経営陣への報告などの対応を行っていたが、経営陣においては、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を喫緊の課題とまでは認識していなかったことから、システムリスク管理部門に対する適切なリソース配分や必要な規程の整備が行われず、また外部監査等への対応が十分に行われないなど、全社を挙げての取組みには至っていなかった。
 - ・ 「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連法令等に基づく適切な取扱いを確保するための態勢整備(個人データの取扱い状況を確認するための手段や漏えい防止策の整備等)が不十分であった。
- ✓ 顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要です。特に個人である顧客に関する情報については、システムリスクの適切な管理の観点のみならず、個人情報保護法等に基づく適切な取扱いの確保の観点も重要であり、担当者任せとせず、そのために必要な態勢を経営陣が率先して整備することが重要です。

そもそもSQLインジェクションとは何??

- ◎ 情報の窃取を目的とした、Webアプリケーションの脆弱性に対する攻撃
- ◎ 画面の入力エリアにデータベース操作命令を入力することにより、データベースを改ざんしたり不正に情報を入手する。



※ 本コラム中のイメージ図は、「独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター：安全なウェブサイトの作り方 (<https://www.ipa.go.jp/files/000017316.pdf>)」をもとに作成。

Ⅱ． オンサイト・モニタリング 指摘事例

1 第一種金融商品取引業者

(1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為及び当該情報の不適切な取扱い〔金商法第 51 条〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて株式の買付けの勧誘を行うとともに、管理の適切性等をチェックすべき関連部署が問題意識を有することなく長期間容認しているなど、内部管理態勢が著しく杜撰なものとなっていた。

【検査結果の要旨】

当社において、複数の営業員が一部の顧客に対して公表前のアナリスト・レポートに記載される情報（銘柄のレーティングや目標株価等）を用いて株式の買付けを勧誘していたほか、長期間にわたり、アナリスト・レポートの公表前に、同レポートに記載される情報を社内放送等を通じて全営業員に伝達・周知するなど、アナリスト・レポートに記載される情報の取扱いが極めて不適切なものとなっていた。

また、アナリスト・レポートの管理の適切性等をチェックすべき関連部署は、上記のような不適切な勧誘が容易に行われる状態であったにもかかわらず、問題認識を有することなく長期間にわたって容認しており、内部管理態勢は著しく杜撰なものとなっていた。

さらに、経営陣は、営業態勢については積極的に整備する一方、法令等遵守態勢や内部管理態勢については規制環境の変化や規制の趣旨を十分に踏まえた実効性のある態勢を整備してこなかった。

- 外国債券の販売・勧誘に係る検討及びモニタリングが不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 28 年度】

【概要】

当社は、外国債券の販売開始時における検討が不十分であり、かつ、販売時における顧客勧誘の適切性等に関するモニタリングも未実施の状況となっていた。

【検査結果の要旨】

- 販売開始時の検討が不十分な状況

当社が取り扱う A 外国債券（以下「A 債券」）は超長期債であり、価格変動リスクが他の同種発行体による外国債券（以下「同種の外国債券」）に比べて大きいことや早期

償還条項が発動された場合の損失リスクがあるなど、当社がこれまで扱ってきた外国債券とは異なるリスクがあることから、取扱いにあたり十分に検討を行う必要があった。しかし、ア. 取扱いにあたり上記のようなリスクがあることから経営陣の間で十分な議論を行う必要があるところ、これが行われていない状況、イ. スプレッドの設定に関し、A債券の性質上、過去の取扱商品と比較できない上、類似商品の取扱いがないため慎重な検討を行うべきところ、特段の議論がないまま決定されており、そのため合理的な説明が出来ない状況、ウ. コストをカバーするためには、一定期間、当該債券を保有する必要がある旨顧客に説明する必要があるところ、顧客に説明すべき事項として営業員に対し指示が行われていない状況、エ. A債券は他の同種の外国債券と異なるリスクを有しており、顧客属性を考慮し、販売対象顧客を限定するなどの検討を行う必要があるところ、顧客の年齢層や保有金融資産による特段の制限をしていないなど、顧客適合性の観点から十分な検討を行っていない状況、など販売開始時における検討が不十分な状況であった。

○ 顧客勧誘の適切性等に関するモニタリングを行っていない状況等

このように、A債券はその性質上、販売に際し注意を要するものと認められるが、当社は、B外国債券からA外国債券への乗換え販売が急増したことを認識して以降も、販売・勧誘状況のモニタリングを実施した上で必要な対策を講じるべきところ、件数や苦情が少ないとして特段の問題意識を持たず、経営陣も営業本部からの定期的な外国債券の販売実績に係る報告を受けるのみで販売実態や営業上の問題の有無を確認するといった指示を行わないなど、顧客勧誘の適切性等に関するモニタリングを実施していない状況が認められた。

また、当社に設置されているリスク管理委員会においては、リスク管理に関し必要な措置を講じることとされているものの、重要なリスクを伴うと考えられる商品についての具体的な判断基準を定めていないとともに、他の外国債券とは異なるリスクを有するA債券の販売が増加した要因及びその後の売却状況並びにそれらの勧誘状況について、コンプライアンス部等に対してモニタリングの実施を指示していないなど、当社のリスク管理態勢は不十分な状況にあると認められる。

➤ 投資信託・債券間の不適切な乗換勧誘〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 25 年度】

【概要】

当社は、投資信託と債券との2商品間の乗換勧誘に際し、商品特性を踏まえたモニタリングを行わず、不適切な勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、甲ブラジルリアル建投資信託（米国の社債券への投資運用）と乙ブラジルレ

アル建世銀債券の2商品について、多数の顧客に対して、甲から乙への乗換勧誘を行う一方で、他の多数の顧客に対して、乙から甲への乗換勧誘を行っている。

上記2商品は、投資信託と債券という異なる金融商品ではあるものの、乗換えに際して顧客には各種手数料が生じるとともに、いずれもブラジルレアルに係る為替リスクを負う商品であることから、投資家が合理的な投資を行うためには、その乗換勧誘に当たって、投資信託の乗換勧誘の場合と同様に、商品の特性や乗換えに係る費用等について、十分な説明が必要であると考えられる。

しかし、当社においては、投資信託及び外国債券のそれぞれの短期売却については制限されていたものの、異なる金融商品間の乗換えについては、商品の特性を踏まえたモニタリング等が行われておらず、また、2商品の特性が営業員に適切に周知されていなかったことから、顧客に対して、為替リスクに関する誤った説明に基づく勧誘が行われるなど、不適切な勧誘事例等が複数認められた。

※ 本件における「乗換勧誘」とは、現に保有している投資信託受益証券等の売付けに伴う投資信託受益証券等の買付け等に係る勧誘に限らず、現に保有している有価証券の売付け等に伴う有価証券の買付け等に係る勧誘をいう。

(留意点)

金融商品間の乗換勧誘の際には、売付商品と買付商品の商品特性、乗換えを行うことによるメリット・デメリット、乗換えに伴う手数料負担等を、顧客に適切に説明することが必要である。

証券会社等の中には、異なる金融商品間の乗換勧誘について、勧誘記録等を作成し上司の許可を求める、商品の特性を踏まえた制限を付す等の対応を行うことで顧客に対する適切な勧誘を担保している会社もみられる。

➤ 仕組債の販売勧誘に係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成25年度】

【概要】

当社は、仕組債の勧誘時には事前に本部の承認を得ることを定めているが、勧誘後に承認を求める事例が多数認められた。また、これに伴い、私売出し仕組債について、勧誘の相手方の人数を49名以下とするための管理を適切に行っていなかった。

【検査結果の要旨】

○ 顧客の適合性に係る審査前に販売勧誘が行われている状況等

当社は、営業員が顧客に対し仕組債の販売勧誘を行うときには、社内規則により、事前に本部に勧誘申告書（適合性等審査）を提出し、承認を得ることとしている。

しかし、営業員は、顧客への勧誘等を行い購入の意向が得られた段階（販売勧誘後）で、勧誘申告書を本部に提出しており、社内規則に違反している状況が常態化していた。

また、顧客の適合性を判断するための社内規則の整備が不十分な状況が認められた。

○ 私売出し仕組債を販売勧誘する際の相手方となる人数の管理が不適切な状況

当社は、営業員からの上記勧誘申告書の提出を受けて、本部において、同一の有価証券に係る勧誘人数を管理（49 名以下）することとしている。

しかし、上記のとおり、営業員は、顧客への勧誘の結果、購入の意向を示さないときには勧誘申告書を提出していないことから、当社は営業員が販売勧誘を行った顧客の人数を適切に管理していなかった。

- 高齢顧客への販売勧誘に係る不十分なモニタリング〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：
【平成 27 年度】

【概要】

当社は、高齢顧客への高リスク商品に係る取得勧誘に際し、顧客の勧誘開始基準への適合状況について、事後的にモニタリングを行うことができない状況となっていた。

【検査結果の要旨】

当社は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の高リスク商品を高齢顧客に勧誘するに際しては、部店長等が、当該顧客と面談を実施した上であらかじめ定めた勧誘開始基準への適合状況を確認の上、高齢顧客に対する営業員の取得勧誘の実施を事前に承認することとしている。しかし、勧誘開始基準への適合状況を確認するための項目の一部が事前に承認する際の記録様式から漏れていたほか、確認項目の一つとなっている顧客の投資方針の変更手続について、社内規程が整備されておらず、顧客の投資方針の変更の妥当性の検討を行わないまま変更することが可能な状況となっていた。

こうしたことから、高齢顧客に対する高リスク商品の勧誘が勧誘開始基準に適合しているかどうかについて、事後的にモニタリングを行うことができないこととなっていた。

(2) 売買管理・審査態勢に係る事項

- 売買審査態勢の不備①〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 20 号、金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 12 号〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、実勢を反映しない作為的な相場が形成されることになることを知りながら有

価証券の売買取引の受託等を行うとともに、関連が疑われる複数の顧客を一体として捉えた売買審査を実施していないなど、売買管理が十分でないと認められる状況であった。

【検査結果の要旨】

当社の歩合外務員 A は、複数の顧客がグループを構成し、買い上がり買付けや終値関与によって、株価を引き上げることを意図していることを知りながら、当該顧客らによる一連の買付注文を受託・執行した。

また、売買審査について、関連が疑われる複数の顧客を一体として捉えた売買審査を実施していないほか、自ら抽出した売買審査を行うべき取引について、売買審査の結果に応じた適切な措置を講じていない事例等が複数認められた。

➤ 売買審査態勢の不備②〔金商法第 51 条〕：【平成 26 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、市場デリバティブ取引の自己売買による相場操縦行為を看過し、取引所から当該自己売買につき 2 度の注意を受けていたにもかかわらず、売買審査態勢を適切に整備していなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、自己勘定による取引（以下「自己売買」という。）に係る不公正取引の審査を監査部売買審査課に行わせることとしていたが、同課は委託取引の売買審査で多忙であったことから、自己売買に係る売買審査を行っておらず、同課の課長から自己売買の審査を任されていたディーリング部長も、株券に係る市場デリバティブ取引について不公正取引のチェックという観点からはほとんど売買審査を行っていなかった。

こうした中、当社は、A デイラーの約定させる意思がない発注等に対して、東京証券取引所（以下「東証」という。）から注意を受けたことから、A デイラーに口頭注意を行うとともに、株券に係る市場デリバティブ取引について売買管理システムによる不公正取引の抽出を開始したものの、自己売買に係る売買審査態勢の抜本的な検証・見直しは行っておらず、A デイラーによる相場操縦行為を看過するなど、不公正取引に係る検証は依然として不十分であった。

その後、当社は、東証から 2 度目の注意を受けたものの、担当課である売買審査課が自己売買の審査を行っていない等の状況は継続していた。

さらに、当社副社長（内部管理統括責任者）は、当社の売買審査の人員が不足している状況を知りながら、売買審査態勢の状況を確認しておらず、上記の東証による 2 度の注意を受けても、適切な売買審査態勢を整備していなかった。

(留意点)

証券会社は、市場仲介者としての機能に加えて、証券市場における自己売買等を行う市場プレーヤーとして、市場に流動性等をもたらすとともに、資金調達方法の多様化に貢献しているが、その際には、市場仲介者としての信頼を損なわないためにも高い自己規律の下での健全かつ適切な業務運営が求められている。

上記の状況は、自己売買についてチェックを行う売買審査の状況に重大な不備が認められるものであり、当該不備により現に相場操縦行為が看過されるなど、公益及び投資者保護上重大な問題があると認められる。

➤ 売買審査態勢の不備③〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

当社は、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日等の特定日の取引に着目した売買審査を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日などには引値保証取引などのために市場の公正な価格形成を歪める取引が行われる可能性があるにもかかわらず、特定日の取引に着目した売買審査や、大引け間際の発注手法や特定時間帯の関与率に着目した売買審査を行っていないなど、売買審査態勢に不備が認められた。

➤ 売買審査態勢の不備④〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 29 年度】

【概要】

当社は、自らが行った特定銘柄に係るブロックトレードについて、実効的な売買審査を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、日本取引所自主規制法人より、自らが行った特定銘柄に係るブロックトレードに関して注意喚起を受け、価格形成の観点から問題があるおそれを認識していたにも関わらず、以下のとおり、不十分な対応にとどまっており、実効的な売買審査を行っていない状況が認められた。

ア. 第一線であるフロント部署は、注意喚起後も特段の注意を払うことなく受注・執行を行っているほか、価格形成の観点からの事後的なモニタリングを実施しなかった。

イ. 第二線であるコンプライアンス部は、通常の売買審査業務で手一杯であったことから、注意喚起後もブロックトレードに着目した売買審査を実施していなかった。

ウ. CEO は、ブロックトレードに係るモニタリングの対応状況について、報告を求めなかった。

- 引値保証取引を行う際の対応が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 27 年度】

【概要】

当社は、引値保証取引を行うに際し、取引規模を勘案した注意喚起など必要な対応を講じておらず、引値保証取引に係る管理態勢には問題があるものと認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客から日経平均株価構成銘柄の入替えに伴う引値保証取引を複数社から大量に受託し、その反対の引値保証取引を主に他の 1 者との間で行った際に、その取引規模から同者によって相場に過度の影響を与え得る取引が行われる可能性を十分に想定できたにもかかわらず、注意喚起など必要な対応を講じておらず、引値保証取引に係る管理態勢には問題があるものと認められた。

- 法人関係情報に係る管理態勢の不備及び法人関係情報を提供した勧誘①〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号、金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 14 号〕：【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、アナリストが上場会社への取材等で取得した情報を顧客等に提供するに際し、法人関係情報該当性の検討を必ずしも行っておらず、当該取材で取得した法人関係情報を営業員が顧客に提供して勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、アナリストが上場会社に関する情報を顧客に提供する場合、アナリストレポートとして提供しているほか、アナリストから直接又は営業員を介して電子メール等によっても提供しているが、いずれの提供方法においても、法人関係情報該当性の検討が必ずしも実施されていない状況が認められた。

また、当社の A アナリストは、上場会社である甲社に対する取材において、公表前の四半期の業績に関する法人関係情報を取得した当日に、当社職員 21 名及び 1 顧客に対し、電子メール等によって当該法人関係情報を伝達していた。そして、上記職員のうち 2 営業員が同日中に、少なくとも上記 1 顧客を含む 3 顧客に対し、当該法人関係情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の売買の勧誘を行っていた。

- 法人関係情報に係る管理態勢の不備及び法人関係情報を提供した勧誘②〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号、金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 14 号〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、アナリストが上場会社への取材等で取得した情報について、法人関係情報への該当性について審査がほとんど実施されておらず、また当該取材で取得した法人関係情報を営業員が顧客に提供して勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、アナリストが上場会社への個別取材等で取得した情報のうち、非公表のものには法人関係情報が含まれている可能性があるにも関わらず、法人関係情報の該当性については、アナリスト自身の判断に委ねられており、コンプライアンス部署において、審査がほとんど実施されていなかった。

また、当社の A アナリストは、上場会社である甲社に対する個別取材において、公表前の半期の連結業績予想（営業利益）に関する法人関係情報を取得した翌日に、当社営業員 1 名及び少なくとも 1 顧客に対し、電話によって同情報を伝達している。そして、同情報の伝達を受けた当該営業員が同日中に、少なくとも 33 顧客に対し、甲社情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の買付けの勧誘を行っていた。

（留意点）

金商業者は、法人関係情報を入手し得る立場であることから、その厳格な管理等が求められている。

上記の案件においては、上場会社に対する取材によりアナリストが取得した非公表の情報について、法人関係情報該当性の検討を、実質的にアナリスト自身の判断のみに委ねていたことから、法人関係情報該当性の検討がコンプライアンス担当者等によって行われないうまま、当該非公表の情報を対外的に提供しており、その結果として、一部の顧客に対して選択的に法人関係情報が伝達されていた状況は、投資者間の公平性や市場の公正性を歪めるものであり、第一種金融商品取引業者の業務運営の状況として、極めて不適切なものである。

(3) 財産・経理等に係る事項

- 分別管理を適切に行っていない状況〔金商法第 43 条の 2 第 2 項〕：【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、金融商品取引業に関して顧客から預託を受けた金銭を正確に把握しておらず、分別管理を適切に行っていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、非上場株式等の売買等に係る業務及びファンドの取得勧誘に係る業務（以下、非上場株式等の売買等に係る業務と併せて「両業務」という。）に関し、顧客から金銭の預託を受け、業務システムを使用して両業務に係る当該金銭の管理を行うとしていたが、当該金銭を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま両業務を運営していたため、当該金銭を正確に把握できておらず、当該金銭について適切な分別管理ができていない状況を継続させていた。

（留意点）

上記の両業務に関し、顧客から金銭等の預託を受けることを業務（有価証券等管理業務）として行う第一種金融商品取引業者には、金融商品取引業務を廃止した場合等に、顧客の預託した金銭が確実に返還されるように分別管理をすることが義務付けられているところ、上記のとおり、顧客から預託を受けた金銭の正確な額を把握していない状況は、金商法第 43 条の 2 第 2 項に違反するものと認められる。

※ 第二種金融商品取引業を行う法人であって、資本金の額が 5000 万円以上である金融商品取引業者は、ファンドの出資持分の募集の取扱いに関して、顧客から金銭の預託を受ける場合、銀行口座でファンド出資金であることを名義により明らかにするなどの方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理していることを要件として、金融商品取引業の定義から除かれる（定義府令第 16 条第 1 項第 14 号）。しかし、当社の第二種業務の状況は、上記の要件を満たしていないため、当社が顧客から金銭の預託を受ける行為は、有価証券等管理業務に該当し、有価証券等管理業務として行うべき分別管理の義務に違反するもの。

- 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準に満たない状況等〔金商法第 46 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 50 条第 1 項並びに第 52 条第 1 項第 3 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに該当することとなったとき）〕：【平成 26 年度】

【概要（勧告事案）】

当社の純財産額及び自己資本規制比率は、法令で定める基準（それぞれ 5000 万円・140%）を下回る状況となっていたが、当社はその事実を隠蔽していた。

【検査結果の要旨】

当社は、純財産額及び自己資本規制比率が法令で定める基準を下回る状況にあるにもかかわらず、その場合に法令で必要とされる当局への届出を行わず、また、その事実を

隠蔽するために虚偽の純財産額等を基に自己資本規制比率を算出し、当局への月次の届出を行っていた。

- 財務の健全性を確保するための十分な経営管理態勢が構築されていない状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 29 年度】

【概要】

当社は、親会社に対する無利息・無担保での貸付けを長期に亘り繰り返しており、その影響や妥当性等について検討を行っていないなど、財務の健全性を確保するための経営管理態勢に問題が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、自己資本規制比率が長期に亘って低迷しており、目標数値を継続的に下回っている状況の中、親会社からの指示に従って、親会社に対する無利息・無担保での貸付けを長期に亘り繰り返し行っており、自己資本規制比率を含む財務の健全性に与える影響やその妥当性等について、取締役会、経営会議等で議論・検討を行っていないなど、財務の健全性を確保するための経営管理態勢に問題が認められた。

(4) その他業務運営等に係る事項

- 投資信託等の解約意向に係る不十分な苦情管理態勢〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

当社は、営業部店で投資信託等の解約意向を受け付けてくれないとの顧客の苦情が増加していたにもかかわらず、その原因を分析して経営陣に適切に報告するなどの対応を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社コンプライアンス部門は、営業部店で投資信託等の解約意向を受け付けてくれないとの顧客の苦情が増加していることを認識していたにもかかわらず、その発生原因を分析し、分析結果を経営陣に適切に報告し、顧客対応の改善や再発防止策の策定等に活用するなどの対応を行っていない状況が認められた。

➤ スリッページの取扱いに係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

当社は、証券 CFD 取引（店頭有価証券関連デリバティブ取引）において、不適切なスリッページの取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、証券 CFD 取引において、顧客の発注時に提示されていた価格と約定処理時の最新の価格を比較し、最新価格で約定する方が当社にとって有利な場合（顧客にとって不利な場合）には、スリッページが発生したとして最新価格で約定する一方、最新価格で約定する方が当社にとって不利な場合（顧客にとって有利な場合）には、スリッページが発生させず、顧客の発注時に提示されていた価格で約定するといった取扱いを行っていた。

➤ システムリスク管理態勢の不備①〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号〕：【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

当社のシステム障害の管理の状況は、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改善・再発防止策などの実施状況を正確に把握できていない状況になっており、また、発生した障害の原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じることができる態勢とは認められない状況となっている。さらに当局にシステム障害が報告されていない事例や適時に顧客に告知していない事例が認められるなど、極めて不適切な状況にあるものと認められたほか、システム開発の管理不備、システムに関する内部監査が機能していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

○ システム障害の管理が極めて不適切な状況

当社のシステム障害の管理の状況は、発生日時や事象の異なる複数のシステム障害が 1 件にまとめられ、実際に発生したシステム障害件数よりも大幅に少ない件数が執行役等に報告されており、執行役等もこれを容認していることなど、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改善・再発防止などの実施状況を正確に把握できない状況となっているほか、金融庁長官に報告されるべき多くのシステム障害が報告されていない事例や、システム障害の発生を適時に顧客に告知していない事例が認められるなど、極めて不適切な状況にあるものと認められた。

○ システム開発の管理の不備

当社のシステム開発の管理は、システム開発における品質管理を定めたガイドライ

ンにおいて、基本的なテスト項目に漏れがあることから、開発工程におけるプログラム不具合等をテストで検出できておらず、品質管理が不十分なものとなっており、開発後に顧客に影響を及ぼす多数のシステム障害が発生していることなどの不備が認められた。

○ 内部監査が機能していない状況

システムの実務運営上の問題を検出するだけの知識を有する監査要員が不足しており、また、実際にはシステム開発における品質管理や進捗管理に係る検証を実施していないにもかかわらず、これらについておおむね問題ないことを確認した旨を取締役会等に報告していた。

(留意点)

業務基盤がシステムにより担われている金融商品取引業者において、システムが安全かつ安定的に稼働することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

当社の状況は、法令が求める「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理」が「十分」だと言い得る水準に達しておらず、また、システム障害発生時における顧客への告知や当局への報告等が行われていないなど、投資者保護上及び監督行政上の問題が大きいと認められる。

➤ システムリスク管理態勢の不備②〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

当社は、システムの外部委託先の定期評価を行っていないほか、システム障害を発生させた外部委託先に対して根本的な再発防止策の策定を指示していないなど、システムリスク管理が不十分であった。

【検査結果の要旨】

当社は、多くのシステムの開発・運用を外部に委託しており、社内規程において外部委託先の定期評価を実施することとしているにもかかわらず、これに則した対応が実施されていない。また、障害を発生させた外部委託先に対して、根本的な再発防止策を策定・実施するよう指示をしていないほか、他の外部委託先でも同様の原因でシステム障害が発生しないか確認を徹底していないため、システム障害が再発していた。

➤ システムリスク管理態勢の不備③〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

当社において、サイバー攻撃に対応したシステムリスク管理態勢及び個人情報管理態勢に不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社において、サイバー攻撃により、大量の顧客情報が流出した事案が発生したことを踏まえ、当社のシステムリスク管理態勢等について検証したところ、以下の状況等が認められた。

- ・ システム担当者においては、サイバー攻撃を検知するシステムの導入・外部監査結果の経営陣への報告などの対応を行っていたが、経営陣においては、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を喫緊の課題とまでは認識していなかったことから、システムリスク管理部門に対する適切なリソースの配分や必要な規程の整備が行われず、また外部監査等への対応が十分に行われないなど、全社を挙げての取組みには至っていなかった。
- ・ 「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連法令等に基づき、個人情報の適切な取扱いを確保するための態勢整備(個人データの取扱いを確認できる手段の整備が適切に実施されていない、蓄積データの漏えい防止策が十分に講じられていない等)が不十分であった。

- 損失補填行為及び専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 12 号、金商法第 39 条第 1 項第 1 号及び第 3 号〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社支店長において、顧客に対する損失補填行為等を行うとともに、専ら自己の有価証券売買益を獲得する目的で、顧客等の取引口座を使用して、国内上場株式の売買取引を頻繁に行っていた。

【検査結果の要旨】

当社支店長は、顧客 1 名に対して、損失の補填を事前に約束した上で株式の売買取引を行わせたほか、当該顧客を含む 3 名の顧客に対して、株式の売買取引において実際に発生した損失を補填するため、自己資金を顧客の取引口座に入金した。

また、専ら自己の有価証券売買益を獲得する目的で、顧客からの借入金を原資として、親族を含む 2 顧客の取引口座を使用して、自己の計算により、国内上場株式の売買取引を頻繁に行った。

上記の背景として、当社経営陣において、過去の法令違反行為について実効性ある再発防止策を策定・実行していないなど当社の法令等違反行為に係る防止態勢が不十分な状況が認められた。

- 反社会的勢力との関係遮断のための態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

当社は、既存顧客が反社会的勢力に該当しないかにつき審査するとしていたが、当該審査を実施していなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内規則を定め、1 年ごとに既存顧客が反社会的勢力に該当していないか審査することとしていたにもかかわらず、当該規則の制定以降、当該審査を行っておらず、当社の反社会的勢力との関係遮断のための態勢に不備が認められた。

- 疑わしい取引の届出の未実施〔犯収法第 8 条第 1 項〕：【平成 26 年度】

【概要】

当社は、把握した疑わしい取引の届出を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、疑わしい取引の届出に係る社内の研修・周知等を約 2 年間にわたり行っておらず、また、担当部署は把握した疑わしい取引の届出を行っておらず、当社の疑わしい取引の届出に係る内部管理態勢に不備が認められた。

- 外国の重要な公的地位にある者（以下「外国 PEPs」という。）への該当性の確認態勢に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 29 年度】

【概要】

当社においては、外国 PEPs への該当性の確認態勢に不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客の外国 PEPs 該当性について、ウェブサイトのログイン画面上で顧客に申

告させる方法等により、確認を行うこととしていた。しかし、担当者が業務繁忙等により確認作業を失念しており、また、検査において指摘を受けるまで、確認作業が放置されていることを認識していなかったなど、外国 PEPs 該当性の確認態勢について不備が認められた。

- 金融商品仲介業者の事故を踏まえた改善策を実施していない状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 28 年度】

【概要】

当社においては、金融商品仲介業者の事故を踏まえた改善策を実施していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、所属金融商品仲介業者（以下「仲介業者」という。）における法令違反行為の発生を受け、当局からの報告徴取命令に対して、仲介業者の管理強化のため、当社職員による同伴外交を少なくとも半期に一度は行うこととし、また、仲介業者・歩合外務員等を担当する部署を設置して、仲介業者・歩合外務員等の契約・届出関係等の業務管理を担当させる旨報告している。

しかし、当社の改善策は、一部実施されないまま放置されており、改善に向けた当社の取組みは不十分な状況なものと認められた。

2 第二種金融商品取引業者

(1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- ファンドの取得勧誘に係る重要な事項に関する誤解表示①〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、ファンドの出資対象事業が当社の親会社及びその関係会社への貸付けに集中している状況であるにもかかわらず、ウェブサイトにおいて、複数の会社への貸付けを予定しており、貸倒れリスクが分散されているかのような誤解を与える表示を行っていた。当社の貸付先は、そのほとんどが当社の親会社及びその関係会社に集中している状況となっている。

【検査結果の要旨】

当社は、ウェブサイト及び当社に口座開設を行った者のみが閲覧できるマイページにおいて、自らを営業者とする匿名組合の出資持分の取得勧誘を行い、その出資金により貸付事業を行うとしていた。しかし、当社は、貸付先の審査の段階から親会社及びその関係会社（以下「親会社等」）への貸付けを予定し、かつ、実際にその貸付けは親会社等に集中していたにもかかわらず、ウェブサイトにおいて、複数の会社への貸付けを予定しているかのように表示し、貸倒れリスクという重要な事項につきリスクが分散されているかのような誤解を与える表示を行っていた。

- ファンドの取得勧誘に係る重要な事項に関する誤解表示②〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、ウェブサイト上等の表示において、貸付先の審査状況や担保物件の評価等の重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの貸付先の審査状況に関し、ウェブサイトにおいて「当社は、借入申込者の信用力を厳密に評価します。提出書類（決算書・事業計画書・収支計画書など）に基づき融資の可否を判断します。」等、慎重な手続きによって貸付先の審査が行われている旨を表示しているが、貸付先より提出された財務諸表において、純利益や純資産が水増しされているにもかかわらず、これを看過していたほか、貸付先において借入金の返済が困難な状況となっていることを認識したにもかかわらず、その後もファンドの募

集を継続しているなど、慎重な手続によって貸付先の審査が行われているとは認められない状況にあった。

また、ファンドの貸付先が保有する不動産の担保物件に関し、ファンドに係る「不動産価格調査報告書」をウェブサイトに掲載しているが、当該報告書は、正式な不動産鑑定評価を行った上で作成されたものではなく、対外的に公表できない不動産価格をウェブサイト上に掲載し、ファンド出資持分の募集を行っていた。

➤ 著しく事実と相違する表示等のある広告〔金商法第 37 条第 2 項〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、不動産開発事業に融資を行う匿名組合出資の広告において、投資者の利益の見込みについて著しく事実と相違する又は誤認させるような表示を行っていた

【検査結果の要旨】

当社は、ウェブ広告において、(1) 不動産開発事業を行う SPC にメザニンローンを行う匿名組合出資に関して、実際には、当該匿名組合から当該 SPC ヘメザニンローンとエクイティ出資が行われており、「エクイティ」は当該匿名組合以外からの出資はごく僅かであったにもかかわらず、「SPC（特別目的会社）のメザニンとして6億円の融資を実行します」と表示し、不動産開発事業のリスク説明として、「プロジェクトの継続が困難になった場合」と題した図では、当該匿名組合が融資したメザニンローンは、あたかも他の事業者による「エクイティ」出資によって毀損しない旨の表示を行い、投資者の利益の見込みについて著しく人を誤認させる表示を行っていた。

また、(2) 顧客に対し手数料等の還元を一切行っていない中、「手数料還元お客様キャンペーン」など営業者報酬等の還元を謳った表示を行い、顧客が支払うべき手数料等の額について著しく事実と反する表示を行っていた。

➤ 顧客交付書面の作成に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 25 年度】

【概要】

当社は、社員権の私募の取扱いに係る勧誘資料において、当該社員権の配当及び財産の分配の時期について、誤解を生じかねない不適切な記載を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社が取り扱う海外不動産に投資する海外 LLC (Limited Liability Company、有限責

任会社)の社員権は、契約上、その譲渡に他の社員全員の同意を要するものとなっていたため、実質的には投資対象資産が売却されるまで投資者が投資収益の配当及び財産の分配を受けることができない性質を有しており、特に流動性の低い商品であった。

このため、当社は、顧客に対し流動性リスクについて特に慎重な説明を行う必要があるところ、当該社員権は8年以内に配当及び財産の分配が行われるとは限らないものであるにもかかわらず、勧誘資料において、あたかも8年以内に配当及び財産の分配が行われると誤解を生じかねない不適切な記載をしており、当社の顧客に交付する書面の作成に係る内部管理態勢に不備が認められた。

➤ 不十分な販売管理態勢〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成26年度】

【概要】

当社は、ファンド資金の貸付先である外国の貸金業者が当該国の必要なライセンスを受けていないことを知りながら、当該ファンドの取得勧誘を継続していた。

【検査結果の要旨】

当社は、取得勧誘を行うファンドにおいて、「顧客の出資金を貸し付けている外国の貸金業者が当該国の必要なライセンスを受けていないこと」を知りながら、本件ファンドの取得勧誘を継続していた。

(留意点)

上記行為は、違法行為を助長するおそれがあり、事情を知らない投資者に対し、当該法令違反を助長するおそれがある行為に加担させようとするものであり、不適切なものであると認められる。

(2) ファンド出資金の管理に係る事項

➤ 分別管理が確保されていない状況におけるファンド持分の取得勧誘等〔金商法第40条の3〕：【平成25年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、ファンド出資金の分別管理が確保されていないにもかかわらず、複数のファンドの出資持分の取得勧誘を行っていたほか、ファンドの運用状況が確認できる資料をほとんど保存していなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客からの出資金の分別管理が確保されていない状況で複数のファンドの出

資持分の取得勧誘を行っている。また、全てのファンドについて、会計帳簿等を作成又は保存していない等、運用状況が確認できる資料をほとんど保存していなかった。

- 分別管理が確保されていない状況におけるファンド持分の取得勧誘及び当局への虚偽報告〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕：【平成 26 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、取得勧誘を行ったファンド資金の分別管理が確保されていない状況にあり、また、当該状況を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、ファンド資金に係る管理態勢を見直すことなく、新たなファンドの取得勧誘を継続していたほか、ファンドの分別管理に係る財務局長からの報告徴取命令に対し、虚偽の報告を行っていた。

【検査結果の要旨】

- 分別管理が確保されていないにもかかわらずファンドの取得勧誘を行っている状況
当社が勧誘しているファンドの契約書等を検証したところ、ファンド営業者の固有財産とファンド資金との分別管理が確保されておらず、また、名義によりファンド出資金であることが明らかとなる預貯金口座が開設されていない状況が認められた。

そして、実際の分別管理の状況を検証したところ、各出資者からの出資金は、各営業者名義の預貯金口座に対して振り込まれており、現に、分別管理が確保されていない状況が認められた。

さらに、当社又は当社関係会社が営業者を務める一部ファンドは、契約締結前交付書面等において、事業利益が発生していないときは分配が行えないこととされているにもかかわらず、当初の計画として掲げた目標に概ね沿った金額の分配を行っていた。

このような分配を行ったことに伴い、一部のファンド間で資金の貸借が行われてファンドからの分配に充当されるなど、ファンド出資金の管理には不適切な状況が認められた（なお、ファンド資金の私的流用等の問題は認められていない）。

以上のとおり、本件ファンドは分別管理が確保されていない状況にあり、当社は、当該状況を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、ファンド持分の取得勧誘を継続していた。

- 当局への虚偽報告

当社は、関東財務局長による報告徴取命令に基づく報告書において、本件ファンドの分別管理に係る事項につき、「顧客の出資金および運用が、営業者の固有財産とは区分されたファンドの管理口座において管理されていることが確認された」等の虚偽の報告を行っていた。

- 出資金の流用を知らず匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況①〔金商法第40条の3の2〕：【平成28年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、ファンド出資金が流用されていることを知らず、ファンドの私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、営業者を甲社及び乙社とする匿名組合契約に基づく権利（以下「Sファンド」という。）の私募の取扱いを行っていたが、当社は、当社A代表取締役の指示により、Sファンドの資金管理口座から出金された金銭が、乙社の経費やA代表取締役が代表取締役を務める丙社への送金等に充てられ、流用されていることを知らず、Sファンドの私募の取扱いを行っていた。

- 出資金の流用を知らず匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況②〔金商法第40条の3の2〕：【平成28年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、ファンド出資金が流用されていることを知らず、ファンドの私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンド組成を主導していたA社に対し、顧客から集めた出資金の一部を販売協力金名目で支払うことを取り決め、本件合意に基づき、ファンドの営業者等に対して、顧客から集めた出資金の一部をA社に送金するよう指示していたほか、ファンド出資金の一部を当社社員の給与の支払い等に費消していた。

当社は、このようにファンド出資金が流用されていることを知らず、私募の取扱いを継続していた。

3 投資助言・代理業者

(1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為〔金商法第 37 条第 2 項〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、投資助言業者をランキング形式で掲載するウェブサイトにて、あたかも当社が第三者の客観的な評価、分析により優良な投資助言業者であると格付けされたかのような著しく投資者を誤認させる表示を行わせていた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資助言業者をランキング形式で掲載するウェブサイトにて当社の広告を掲載させていたが、当該サイトはこれを運営する広告会社と当社との契約により、当社が必ず上位にランキングされる仕組みとなっており、第三者による口コミ等の評価等に基づくランキングではないことが認められた。

当社の上記広告は、あたかも当社が第三者の客観的な評価、分析により優良な投資助言業者として格付けされたかのように、当該サイトを閲覧した投資者に対し著しく誤認させるような表示であると認められる。

- 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為及び不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為〔金商法第 38 条第 1 号、2 号〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、顧客に対し、実際には入手していない情報を入手しているとする虚偽の内容や必ず利益が上がる旨を伝えて投資顧問契約の締結の勧誘行為を行っていた。

【検査結果の要旨】

○ 顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社は、当社が運営する投資助言サイトに無料会員登録した者等（以下「見込顧客」という。）に対して電子メールを配信する方法によって投資顧問契約の締結の勧誘を行っているところ、当該メールに、当社が、仕手筋に関する情報を入手した旨をうたっていたが、実際にはこれらの情報を入手しておらず、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

また、投資顧問契約の人数を限定する意思がないにもかかわらず、見込顧客に対し「●名様のみ」等、人数を限定しているかのような虚偽の内容を当該メールに記載し、勧誘を行っていた。

○ 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

当社は、見込顧客に配信した電子メールにおいて、「目標株価2倍は確定済み」などと、不確実な事項について必ず利益が上がる旨を告げ、投資者の投資意欲をあおった勧誘を行っていた。

- 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号〕：【平成27年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、投資顧問契約の締結に際し、投資顧問料の支払いを免除することにより利益を提供した。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務として運営を行っていたファンドを清算し、同業務を廃止した後、ファンドに投資していた顧客のうち5名に対して、当社との取引を継続してもらうことを意図し、平成23年10月頃、投資顧問料の支払いについて一定の期間、免除することを提案した。

当社は、上記提案に応じた顧客4名との間で投資顧問契約を締結し、3年以上もの間にわたって、当該顧客4名の投資顧問料の支払いを免除することにより合計約147万円に相当する利益を提供した。

（留意点）

投資顧問料について、顧客ごとに異なる額を定めるとしても、一定の料率表に基づく等の合理的な理由があるような場合には必ずしも問題があるものではないと考えられる。

しかし、当社における上記の行為は、ファンドに投資していた5名と今後も取引を継続してもらうことを意図して、合理的な理由なく投資顧問料の支払いの免除を提案し、その結果、4名と投資顧問契約を締結したものである。

当社は、同様の取引条件にある他の顧客に対しては、こうした支払いの免除を提案することなく、当該4名のみに対して3年以上もの間にわたって投資顧問料の支払いの免除を行っていたことから、「特別の利益」の提供に該当するものと判断した。

(2) 内部管理態勢に係る事項

- 役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図る目的をもって行う投資助言行為及び自己取引を防止する態勢が構築されていない状況〔金商法第 51 条〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社役職員において、顧客取引を利用して自己の利益を図る目的をもって投資助言行為が行われていたほか、役職員の不適切な株式取引を防止するための管理態勢が何ら構築されていなかった。

【検査結果の要旨】

当社における投資判断者が、以下のとおり顧客取引を利用して自己の利益を図る目的での投資助言行為を行っていた。

- ・ 自らの担当顧客等の買付けにより短期的な株価上昇を期待できる出来高の少ない銘柄を選定。
- ・ 上記で選定した銘柄を自己名義の証券口座で買い付け。
- ・ 自らの指示通りに売買を行ってくれる複数の顧客に対して、自らの意図するタイミングで買付けを発注するよう投資助言を行うことにより株価を引き上げさせる。
- ・ 自らの発注を意図的に顧客の発注と対当させるなどして売り抜けることにより、利益を得る。

また、当社は、役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図るなどの不適切な株式取引を防止するための社内規程等を明文化していないなど、役職員の株式取引を把握・管理するための管理態勢を何ら構築していないほか、助言の内容を記載した書面を作成・保存するよう指導を徹底していなかったことにより、当該行為を把握できていないなど、役職員による不適切な自己取引の未然防止や早期発見のための業務運営態勢が構築されていない状況となっていた。

- 有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為〔金商法第 41 条の 2 第 6 号に基づく金商業等府令第 126 条第 2 号〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、無登録業者等と共同して、買い推奨を行った銘柄の株価を急騰させて当社や無登録業者等の銘柄分析能力が優れていると思わせ、顧客獲得等に繋げる目的で、複数の顧客に対し、同時に同一銘柄の株式の買い推奨を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、無登録で投資助言業務を行っている業者及び他の投資助言・代理業者（無登録業者等）と共同して、買い推奨を行った銘柄の株価を急騰させて当社や無登録業者等の銘柄分析能力が優れていると思わせ、顧客獲得等に繋げる目的で、以下の手法により、複数の顧客に対し、同時に同一銘柄の株式の買い推奨を行っていた事実が認められた。

- ・ 当社及び無登録業者等の従業員が協議の上、同時に買い推奨を行う銘柄及び買い推奨を行う日時を決定。
- ・ 推奨予定日になると、買い推奨の対象となる顧客に対して買い推奨を行う予定時刻を伝え、その時刻にすぐに買付けができるように備えておいてほしい旨伝える。
- ・ 予定時刻の直前に最終的な推奨銘柄を決定した上、対象顧客に一斉に銘柄推奨のメールを配信するとともに、電話による買い推奨を行う。

また、上記の買い推奨を行う一方で、新規顧客に対しては、推奨銘柄の株価の推移に注目しておくようにあらかじめ伝え、上記の結果、株価が一時的に急騰した場合には、自社の銘柄分析能力が優秀であるかのように振る舞い、新規契約の勧誘を行っていた。

※ 他の法令違反行為（従業員を無登録業者の投資助言業務に従事させていた状況）と併せて勧告（65 ページ：Ⅱ. 6－(4)参照）

- 上場会社による虚偽有価証券届出書の提出への加担等〔金商法第 51 条〕：【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、A 社による増資に関し、A 社から本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸すことについての要請を承諾し、A 社が行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、上場会社の資金調達に関する業務において、上場会社である A 社による増資に関し、同社から本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸すことについての要請を承諾し、A 社の虚偽の有価証券届出書を容認した上、当該届出書に記載された内容に反する行為を継続していた。当社の行為は、A 社が行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められる。

- 無登録の海外外国為替証拠金取引業者の推奨〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 25 年度】

【概要】

当社は、無登録の海外外国為替証拠金取引業者を推奨していた。

【検査結果の要旨】

当社は、会員サイトにおいて、レバレッジ規制の適用を受けず、高レバレッジで取引ができるとして、無登録の海外外国為替証拠金取引業者を推奨していた。

なお、当該海外外国為替証拠金取引業者は、無登録の海外所在業者として、金融庁（関東財務局）より警告書の発出を受けている業者であった。

- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに該当することとなったとき）〕：【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、代表取締役及び当社の業務を実質的に支配し、同業務を全て執行している A 氏の法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如しており、多くの法令違反行為等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社の代表取締役及び当社を実質的に支配し業務を全て執行している A 氏は、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如しているため、実態と異なる内容を記載した登録申請書を基に登録を受け、申請した内容と異なる業務を行うとともに、十分な根拠を有しない助言を行ったほか、複数の法令違反行為等を行っていることから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

上記のほか、投資助言・代理業者において認められた第一種又は第二種金融商品取引業の登録を受けずに、有価証券の募集の取扱いなどを行っている状況や、無登録業者に対する名義貸しに係る事例については、後記「6 登録業務の範囲を逸脱して金融商品取引業を行う業者等（60 ページ）」を参照。

4 投資運用業者

(1) 顧客勧誘及び運用状況等の報告に係る事項

- 投資一任契約の締結に係る重要な事項に関する誤解表示〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕：【平成25年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、当社が設定し運用するファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結・勧誘を行う際に、当該ファンドと最終的な投資先が同じ他のファンドにおいて解約代金の支払遅延や解約受付の停止、償還の延長等が生じているとの投資判断上の重要な事実を説明していなかった。

【検査結果の要旨】

- (1) 当社は、X社が運用する外国ファンドa-1を経由して外国ファンドAに投資する国内単位型私募投資信託（以下「本件単位型ファンド」という。）と、外国ファンドa-2を経由して同じく外国ファンドAに投資する国内追加型私募投資信託（以下「本件追加型ファンド」という。）を設定し、その運用を行っている。

外国ファンドa-1は、外国ファンドAの流動性が低下したことにより、その解約代金の支払遅延、解約受付の停止が生じ、これに伴い、本件単位型ファンドも、解約代金の支払遅延、解約受付の停止が生じている。その後、当社は、X社との間で、外国ファンドa-1の解約は一定の解約対応可能金額の範囲内に制限する旨の契約を締結し、本件単位型ファンドについても、その解約対応可能金額を制限する旨の約款変更を行った。

こうした中、当社は、本件追加型ファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結・勧誘を行う際に、本件追加型ファンドの流動性リスクが比較的高いことの一般的な説明は行っていたものの、最終的な投資先が同じ本件単位型ファンド及び外国ファンドa-1において解約代金の支払遅延や解約受付停止などが生じているとの投資判断上重要な事実を説明していなかった。

- (2) 当社は、外国ファンドBを投資対象とする複数の国内単位型私募投資信託（以下「本件ファンド」という。）を設定し、その運用を行っている。

本件ファンドのうち当初に設定されたファンド（以下「当初設定ファンド」という。）は、外国ファンドBの流動性が低下したことにより、その償還が複数回にわたり延長されることとなった。

こうした中、当社は、他の本件ファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結・勧誘を行う際に、本件ファンドの流動性リスクが比較的高いことの一般的な説明は行っていたものの、当初設定ファンドの償還が延長されているとの投資判断

上重要な事実を説明していなかった。

当社が行った上記(1)及び(2)の行為は、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為に該当すると認められた。

➤ 投資一任契約に係る忠実義務違反〔金商法第42条第1項〕：【平成25年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、年金基金との投資一任契約に基づく運用において、顧客資産を互いに内部的に受け渡すだけの匿名組合を階層的に組み入れ、各匿名組合からそれぞれ一任報酬を受領することにより、過大な金額の一任報酬を受領するなどしていた。

【検査結果の要旨】

- (1) 当社は、年金基金との投資一任契約に基づき、当社が組成したAファンドを投資対象先に組み入れているが、Aファンドは、投資を行う際のマザーファンドとしての機能を担っており、最終的な投資対象となる株式・債券等への投資のほとんどは、当社が組成に関与し、個々に投資一任契約等を締結する匿名組合を階層的に組み入れた後に行われている。

しかし、当社は、こうした投資スキームにどのような投資経済効果があるかについて合理的な説明ができておらず、顧客資産を互いに内部的に受け渡しているだけの各匿名組合からそれぞれ一任報酬を受領することにより、3年の間に年金基金5顧客から得た一任報酬約8100万円のうち、約3100万円を過大に受領している。

- (2) 当社は、階層的に組み入れている匿名組合で発生する各種報酬について、年金基金に対し十分な説明を行っていない。

※ 他の法令違反行為（事実と異なる運用報告書の顧客への交付、投資一任契約に係る善管注意義務違反）と併せて勧告（48ページ：Ⅱ. 4-(1)、50ページ：同(2)参照）

➤ 事実と異なる運用報告書の顧客への交付〔金商法第42条第2項及び第42条の7第1項〕：【平成25年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、年金基金や信託銀行に対し、ファンドの純資産価額について、監査報告書とは異なる金額を報告していた。

【検査結果の要旨】

- (1) 当社は、Aファンドの純資産価額（以下「NAV」という。）の年金基金及び信託銀行

に対する報告について、監査法人の監査報告書に基づき A ファンドに組み入れられた B ファンド出資持分の NAV を 1 億 3500 万円と報告すべきところ、初期投資額（取得価額）である 4 億 8000 万円と報告していた。

- (2) 当社は、A ファンドの NAV の信託銀行に対する報告について、NAV 計算業務委託者から受領した NAV とは異なり、前月に報告したものと同額のものを報告していた。
- (3) 当社は、A ファンドの 9 月末現在の NAV に係る信託銀行への報告について、A ファンドに C ファンドを組み入れたのは基準日以降の 10 月 1 日であったにもかかわらず、C ファンドの時価評価を反映させ、実勢よりも多い NAV を報告していた。

※ 他の法令違反行為（投資一任契約に係る忠実義務違反、投資一任契約に係る善管注意義務違反）と併せて勧告（48 ページ：Ⅱ. 4-(1)、50 ページ：同(2)参照）

- 無登録の海外運用会社が行う取得勧誘に該当するおそれのある行為への関与〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 25 年度】

【概要】

当社は、海外運用会社が無登録で外国投資信託の取得勧誘を行っているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、当該海外運用会社に対して国内の適格機関投資家に係る情報提供を行うなど、当該取得勧誘行為に関与していた。

【検査結果の要旨】

当社は、業務委託契約に基づき、海外運用会社に対し、国内の適格機関投資家に係る情報提供を行っていたが、当該海外運用会社は、第一種金融商品取引業の登録を受けないまま、情報提供を受けた国内適格機関投資家に対し、自らが運用する外国投資信託等に係る商品説明を行うなど、取得勧誘を行っているおそれがあった。

当社は、当該海外運用会社が無登録で外国投資信託の取得勧誘を行っているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、こうした取得勧誘行為の違法性について十分な検討を行わないまま、当該海外運用会社に対して情報提供を行うなど、当該取得勧誘行為に関与していた。

(2) 運用業務に係る事項

➤ 投資一任契約に係る善管注意義務違反〔金商法第 42 条第 2 項〕：【平成 25 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、投資先を選定するための必要な調査等を全く実施しないまま投資を行い、投資を行った後も運用状況のモニタリング等を全く行わず、その結果、投資額の大半を毀損させていた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資一任契約に基づき年金基金から受け入れた投資を A ファンドに組み入れており、当社は、投資運用業者として、年金基金（権利者）に対し、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない。

しかし、当社は、A ファンドから B ファンドに投資するに当たり、B ファンドが行う不動産事業やその出資する会社の事業について事業計画の確認や採算性の分析など必要な調査等（デュー・ディリジェンス）を行っておらず、投資後も事業収支が悪化していることなどをモニタリングしていなかったことから、B ファンドへの投資額 4 億 8200 万円のうち約 4 億 2000 万円を損失として毀損させていた。

なお、B ファンドは、当社が不動産投資及び未公開株式投資等を目的として組成したファンドで、当社社長の親族企業に不動産事業を委託しているほか、当社社長が実質的に支配する会社に出資するなどしていた。

※ 他の法令違反行為（投資一任契約に係る忠実義務違反、事実と異なる運用報告書の顧客への交付）と併せて勧告（48 ページ：Ⅱ．4－(1)参照）

➤ 船舶関連私募債の売買に関する公益又は投資者保護上重大な問題〔金商法第 42 条第 1 項、第 51 条〕：【平成 26 年度】

【概要（勧告事案）】

当社（証券会社）は、自らが実質的に運営するファンドについて、自らが投資するファンドと顧客のみが投資するファンドとの間で、利益相反の関係があるにもかかわらず、価格が下落していた私募債を簿価で売買し、経営陣も当該売買を看過しており、利益相反管理態勢の不備という公益又は投資者保護上の重大な問題が認められた。

当社子会社（投資運用業者）は、甲年金基金との間の投資一任契約に基づき、同年金基金の運用資金をファンドへ投資していたところ、ファンドを実質的に運営する当社が、価格の下落した私募債を簿価でファンドに組み入れる取引を行っていることを知りながら、投資運用業者として何ら対応せず、同年金基金に損失を与えた。

【検査結果の要旨】

○ 公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社（証券会社）は、当社が劣後投資するファンドAの資金が全額投資される商品ファンド α 、一般投資家向けファンドBの資金が全額投資される商品ファンド β 及び年金基金向け商品ファンドCの運営を行う法人をそれぞれ設立し、当該各法人の職務執行を当社の乙取締役に行わせていた。そして、商品投資顧問業者に商品投資の運用を委託する一方、余資運用としての有価証券運用は乙取締役が行っていた。

こうした中、乙取締役は、商品ファンド α が組み入れていた船舶関連私募債（以下「船舶債」という。）の価値が下落していることを認識していたにもかかわらず、船舶債全額を商品ファンド α から商品ファンド β に、その後、船舶債の一部を商品ファンド β から商品ファンドCに、それぞれ簿価で売却した。

その結果、当社が劣後投資する商品ファンドAは、投資元本を上回る形で償還されたが、船舶債はその全額が減損処理されたため、商品ファンドBに投資した一般投資家及び商品ファンドCに投資した年金基金は当該損失を負担することとなった。

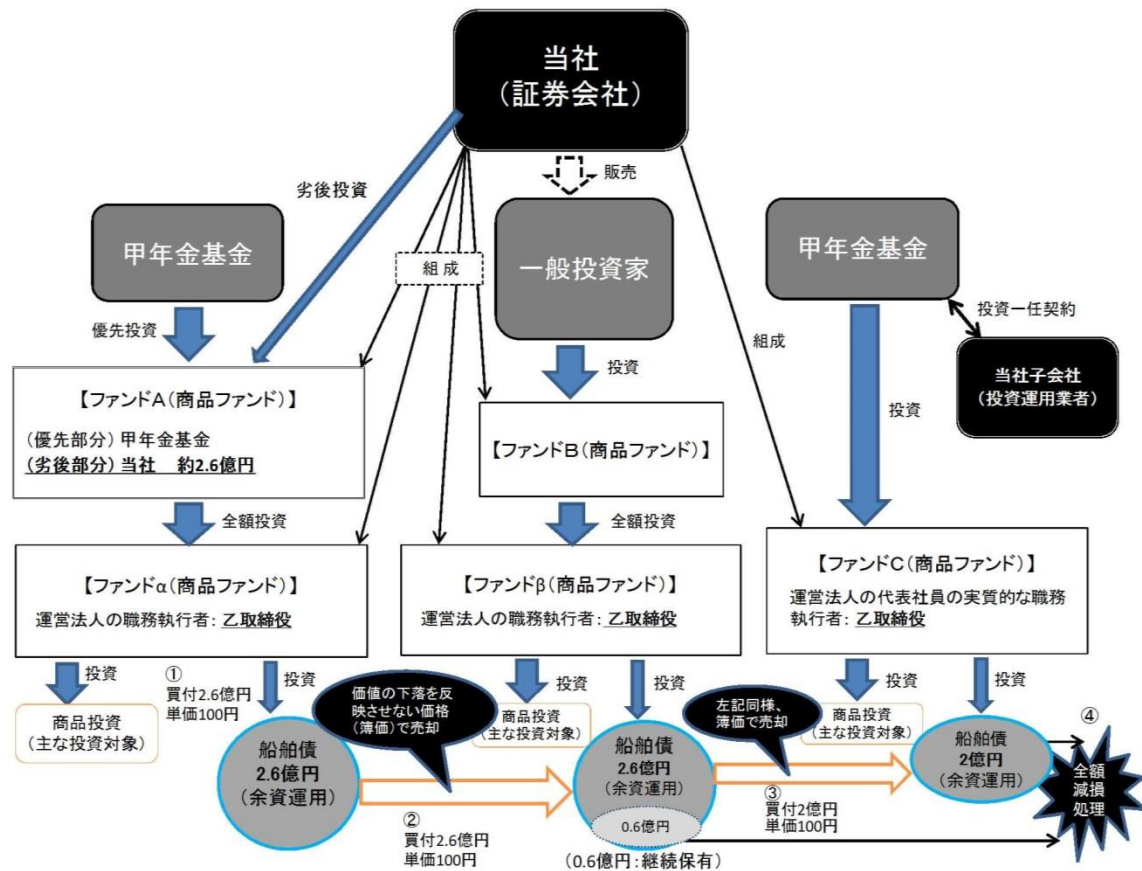
当社の他の取締役も、船舶債の簿価が実質的な価値を反映していないことを認識していたにもかかわらず、上記のような利益相反となる船舶債の売買について適切な管理・検証を行わず看過していた。

○ 年金基金との投資一任契約における忠実義務違反

当社子会社（投資運用業者）は、甲年金基金との間で投資一任契約を締結し、同年金基金の運用資金を商品ファンドCに投資していたところ、上記のとおり、当社は、商品ファンド β に組み入れられていた船舶債を、簿価により商品ファンドCに売却した。

投資一任契約に基づき甲年金基金の運用を受託している当社子会社は、投資運用業者として甲年金基金のために忠実に投資運用を行う義務があり、乙取締役が同社の運用担当取締役でもあったことから、こうした当社による取引を当然に知り得る立場にあったにもかかわらず、何ら対応を行わず、その結果、船舶債の全額減損処理により甲年金基金に対し損失を与えた。

【ファンドスキーム図】



(留意点)

当社が、船舶債に含み損が発生していることを認識しながら、ファンド間で当該船舶債を簿価で取引した行為は、ファンド間で損失を移転するものであり、投資者保護上、極めて重大な問題が認められる。

その上、ファンドの投資者をみると、当社と一般投資家及び年金基金との間で利益相反が生じ得る状況であったにもかかわらず、当社は適切な管理・検証を行っていなかったものであり、こうした当社の投資者保護に欠ける行為及び利益相反管理態勢に係る不備は、業務改善命令の発動要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき（金商法第51条）」に該当する。

また、年金基金から投資一任契約を受託していた当社子会社は、当該年金基金のために忠実に投資運用を行う義務があるにもかかわらず、運用するファンドに含み損が発生している船舶債が簿価で引き取られていることを把握していながら、何らの対応を取らなかったものであり、金融商品取引業者等は「権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならない。」と規定する金商法第42条第1項に違反する。

➤ 不適切な運用モニタリング〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 25 年度】

【概要】

当社は、投資一任契約に基づく運用財産の中に私募債を組み込んでいたが、①当該私募債の利払遅延、②発行体が債務超過に陥っていたこと等を認識していたにもかかわらず、適切な対応策を講じていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、投資一任契約に基づく運用財産の中に甲会社が発行する私募債を組み込んでいたが、①当該私募債の利払が遅延していたこと、②発行体である甲会社が債務超過に陥っていたこと、③発行体である甲会社の信用リスクが高まっていることを認識していたにもかかわらず、適切な対応策を講じておらず、当社の運用財産に係るモニタリングの状況は不適切であり、当社の業務の運営状況は、投資者保護上問題があると認められた。

(3) その他業務運営に係る事項

➤ 年金基金関係者に対する特別の利益提供〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕：【平成 25 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、厚生年金基金を含む複数の年金基金の関係者に対して頻繁に接待を行い、多額の利益提供をしていた。

【検査結果の要旨】

当社は、2 年 11 か月の間に、当社代表取締役及び当社営業担当部長が中心となって、厚生年金基金を含む複数の年金基金の関係者に対し、頻繁に接待を行っていた。特に、当社は、みなし公務員である A 厚生年金基金の理事長等に対して、1 年 10 か月の間に、40 数回の接待を行い、約 260 万円に相当する利益を提供した。

当社は、海外運用会社との間における投資顧問契約に基づき当該運用会社が運用する外国投資信託の資産残高に応じた助言報酬を得ており、こうした接待は、年金基金との投資一任契約の締結、外国投資信託への投資を行わせること等を目的として行われたものと認められる。

➤ 投資一任業務に係る投資者保護上問題のある業務運営：【平成 28 年度】

【概要（勧告）】

当社は、業務改善命令に対する再発防止策の実施等が不十分な状況であり、投資一任業務に係る投資者保護上問題のある業務運営を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、前回検査において投資一任契約に係る善管注意義務違反が認められたことから業務改善命令を受け、投資一任契約において運用する金融商品等のモニタリング体制を構築すること等を内容とした再発防止策を金融庁長官に提出している。

しかし、当社は、当該再発防止策において、投資一任契約において運用している金融商品の運用状況及び運用委託先の運用体制に関するモニタリングを年次で継続的に実施するとしていたが、形式的なチェックにとどまり、不十分なモニタリングを継続していた。

➤ 純財産額を適切に把握していない状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 25 年度】

【概要】

当社は、保有する投資有価証券が相当程度減損しているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、適切に保有資産の時価を把握し、自社の純財産額の状況を確認することを怠っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、保有する投資有価証券が相当程度減損しているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、当該有価証券の発行会社と連絡がとれず評価するための資料が入手できないとして帳簿価額のまま資産計上を継続している等、適切に保有資産の時価を把握し、自社の純財産額の状況を確認することを怠っていた。

※ なお、検査において、当該発行会社の所在地を現地確認したところ、営業実態が確認できない状況であった。

➤ 商品開発態勢に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

当社は、投資信託の商品開発・設定に当たり、一部の投資対象ファンドの運用方針を目論見書等で確認しないまま商品内容を最終決定していた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドオブファンズ形式の投資信託の商品開発・設定に当たり、一部の投

資対象ファンドについて運用内容を大枠で確認するだけで、運用方針を目論見書等で確認しないまま商品内容を最終決定しており、商品開発態勢に不備が認められた。このため、商品内容の最終決定後に投資対象ファンドの運用方針が変更となり、当該投資信託の商品性に影響を及ぼしかねない状況が生じた。

- 投資信託の販売用資料に関する審査態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 26 年度】

【概要】

当社は、販売会社が使用する投資信託の販売用資料の作成・審査に当たり、運用担当者等が組織的に関与して検証するようにしていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、当社で設定・運用する投資信託の販売用資料（販売会社が顧客の勧誘に使用するための資料）の作成・審査に当たり、投資信託の商品性・運用手法等に関して専門的な知識等を有している運用担当者等が組織的に関与して記載内容の正確性・適切性を検証するようにしておらず、販売用資料の審査態勢に不備が認められた。このため、当社は、一部の販売用資料において、投資信託の信用リスクについて投資者のリスク認識・投資判断を誤らせかねない表示をしていた。

- 鑑定評価を行わせる際の対応が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 27 年度】

【概要】

当社は、利害関係人からの不動産鑑定業者への情報等の提供状況の確認、また、提供された情報等の鑑定評価への反映状況の検証を行わないまま投資法人に不動産信託受益権を取得させていた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資法人に対して、利害関係人から不動産信託受益権を取得させるに当たって、不動産鑑定業者に対して鑑定評価を依頼する際に、当該利害関係人が不動産鑑定業者と折衝して鑑定評価に係る資料を当初提供していたにもかかわらず、当社は、資産運用会社として、当該利害関係人から不動産鑑定業者に必要な情報が提供されているかを確認せず、情報等の提供状況を適切に管理していない。また、当社は、提供された情報等の鑑定評価への反映状況につき必要な検証を行わないまま、当該投資法人に不動産信託受益権を取得させていた。

5 適格機関投資家等特例業務届出者

(1) 無登録で金融商品取引業を行っている状況

- 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況〔金商法第 29 条〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま、ファンドの匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘及び運用を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らが運営し主に有価証券投資を行う匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘及び出資金の運用を行っているところ、同ファンドへの適格機関投資家からの出資は、実際には当社が出資金を負担しており、適格機関投資家としての出資の外観を仮装したものに過ぎず、適格機関投資家としての出資とは評価し得ないものであり、特例業務の要件を満たしていなかった。

※ 他の法令違反行為（投資者保護上問題のあるファンド運営・運用状況）と併せて勧告（58 ページ：Ⅱ. 5-(3)参照）

- 無登録で投資助言・代理業を行っている状況〔金商法第 29 条〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、投資助言・代理業の登録を受けることなく、継続的に外国為替証拠金取引に係る金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を提供するソフトウェアの使用権を販売していた。

【検査結果の要旨】

当社は、A 氏が開発した外国為替証拠金取引を自動で行うソフトウェアの使用権の販売を行っている。当該ソフトウェアは、A 氏等の取引口座で行われる外国為替証拠金取引を継続的に参照し、同様の注文を発注する仕組みとなっており、当該ソフトウェアを利用した顧客に対し、継続的に外国為替証拠金取引に係る金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を提供するものであったほか、顧客のサーバの稼働管理等のサポート業務を継続的に行うなど、A 氏と一体となって顧客に対する当該ソフトウェアの提供を行っていた。こうした行為は、投資助言・代理業に該当し、当社は金融商品取引業の登録を受けることなくこれを行っていた。

※ 他の法令違反行為（投資者保護上問題のある業務運営）と併せて勧告（58 ページ：Ⅱ. 5-(3)参照）

(2) ファンド出資金の管理に係る事項

- ファンドの運用財産を流用している状況〔金商法第 42 条第 1 項（金商法第 63 条第 11 項により当社を金融商品取引業者とみなして適用）〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、ファンドの運用財産を経費に流用していた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの運用財産の一部を、当社の事務所家賃や従業員給与等の経費に流用した。

※ 他の法令違反行為（ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況）と併せて勧告（57 ページ：Ⅱ. 5-(2)参照）

- ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況〔金商法第 42 条の 4（金商法第 63 条第 11 項により当社を金融商品取引業者とみなして適用）〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、ファンドの運用財産を、当社の固有財産と分別管理をしていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、自らが運営する多数のファンドの運用財産の一部を代表取締役の自宅で現金保管し、当社の固有財産と分別して管理していなかった。

また、当社は、上記ファンドの運用財産の一部を渾然一体として管理し、ファンドごとの運用財産の額を正確に把握していなかった。

※ 他の法令違反行為（ファンドの運用財産を流用している状況）と併せて勧告（57 ページ：Ⅱ. 5-(2)参照）

- ファンドの出資金の使途が把握できない状況（金商法第 63 条の 5）：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、出資金の一部について、その使途が把握できない状況となっていた。

【検査結果の要旨】

当社は、自らを営業者とし、出資持分の取得勧誘を行ったファンドについて、会計帳

簿等を適切に作成・管理しておらず、出資金の一部の使途が把握できない状況となっていた。

(3) その他業務運営に係る事項

- 投資者保護上問題のあるファンド運営・運用状況〔金商法第 63 条の 5〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、ファンド出資金を原資として分配金を支払うなど、投資者保護上問題のある業務運営を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、自らが運営するファンドにおいて、約款に反して、以下の不適切な業務運営を行っていた。

- ① 評価損を考慮せず、実現益のみに基づき運用収益を算定し、評価損の状況を顧客に報告することなく、出資金を原資として、評価損を含めた実際の運用収益を上回る分配金を支払った。
- ② 先物取引において、営業者報酬（成功報酬）を得ることを目的として、相場の変動にかかわらず必ず一方の取引で実現益が出せる両建て取引を複数回にわたり行うことにより、見せかけの実現益を出し、出資金を原資として不当に営業者報酬を受領した。
- ③ 運用元本の毀損による顧客からの苦情や紛争が発生することをおそれ、中途解約者に対して適正な償還金額を上回る解約償還金を支払うため、出資金を流用した。
- ④ 事務が煩雑になる等の理由から、約款に反する不公平な方法により出資口数の割り当てを行っていた。

※ 他の法令違反行為（無登録で金融商品取引業を行っている状況）と併せて勧告（56 ページ：Ⅱ. 5-(1)参照）

- 他の適格機関投資家等特例業務届出者の投資者保護上問題のある業務運営を助長する行為：【平成 28 年度】

【概要】

当社は、複数の適格機関投資家等特例業務届出者（以下「届出業者」という。）にファンド運営等に関するコンサルティング業務を行っていた。当社は、届出業者からのファンド運営に関する相談等に対し違法又は不当な行為等を惹起する内容の回答や助言を行い、投資者保護上問題のある業務運営を助長していた。

【検査結果の要旨】

当社は、同一の適格機関投資家が出資するファンドを運用する複数の届出業者により構成される投資グループに対し、ファンドの運営等に関するコンサルティング業務を行っていた。当社の助言は、違法又は不当な行為等を惹起する内容であったことから、投資グループに所属する届出業者が運営するファンドの中には、(ア) 出資者に支払うべき配当金の中から組合契約等に規定のない報酬を支出している状況や、(イ) 他の届出業者が組成したファンドの出資持分の取得勧誘を行っている状況（無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況）が認められている。

① 当社代表者を含む一部関係者等の間で、出資者に支払うべき配当金の中から組合契約等に規定のない報酬を支払うことで合意し、当該金額相当を控除している状況

② 他の届出業者が組成したファンドの出資持分の取得勧誘を行っている状況（無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況）

※ 他の法令違反行為（無登録で金融商品取引業を行っている状況）と併せて勧告（56ページ：Ⅱ. 5-(1)参照）

6 登録業務の範囲を逸脱して金融商品取引業を行う業者等

(1) 無登録で株式等の募集又は私募の取扱い等(第一種金商業)を行っている状況

➤ 無登録で外国投資証券等の募集又は私募の取扱いを行っている状況：【平成 25 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客に対し外国投資証券等の募集又は私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社（投資助言・代理業者）は、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対する投資助言として、当該顧客の投資意向等を踏まえて、中立・客観的な立場から、外国投資法人が発行する外国投資証券及び外国で発行される集団投資スキーム持分（以下、これらを総称して「海外ファンド」という。）に係る個別の商品内容の説明を行うとともに、海外ファンドの取得を希望する顧客に対して、取得申込書の送付などの取得申込手續のサポートを行っているとしていた。

検査において、当社の業務実態等を検証したところ、当社は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客に対し海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも 2792 顧客が海外ファンドを 2,892 件取得している状況が認められた。

また、当社は、上記募集又は私募の取扱いを行うに当たり、自社ウェブサイトでは、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人（当社取締役が設立）を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた。

(留意点)

当社の上記行為は、以下の状況から、業として発行者のために「有価証券の募集又は私募の取扱いを行う行為」とであると認定し、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当すると判断した。

- ・当社と投資顧問契約を締結している顧客に対し、個別の海外ファンドに係る商品説明等を行った後、取得を決めた顧客に対し、取得申込手続を行うことにより、取得契約を成立させる業務を行っている。
- ・当社のグループ会社が、顧客のファンド購入額に応じて、海外ファンドから報酬を得ている。
- ・当社とグループ会社は、その設立の経緯、意思決定等を踏まえると、当社の業務に関し実質的に一体である。

➤ 無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況：【平成 26 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に外国為替証拠金取引を行うための自動売買ソフトを販売し、外国証券業者と国内顧客間における外国為替証拠金取引（店頭デリバティブ取引）の媒介を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社（投資助言・代理業者）は、顧客 91 名に対し、特定の外国証券業者 2 社の証券口座で外国為替証拠金取引（以下「FX 取引」という。）を行うための当社開発の自動売買ソフト（以下「当社ソフト」という。）を販売し、当社ソフトを購入した顧客に対し、口座開設手続をサポートしていた。

一方で、当社は、当社代表取締役が唯一の株主であり CEO を務める海外法人 A 社を設立し、当該外国証券業者との間で、当社顧客が当社ソフトを利用して行った FX 取引の取引量に応じた報酬を受領する契約を締結していた。

この結果、当社が紹介した顧客は、当該外国証券業者との間で当社ソフトを利用して、継続的に FX 取引を行うに至っており、当社は、当該外国証券業者から、当該取引の取引量に応じた報酬を A 社経由で受領していた。

当社の上記行為は、外国証券業者と国内顧客との間の FX 取引を媒介する行為であり、第一種金融商品取引業（店頭デリバティブ取引）に該当すると認定した。

(留意点)

当社の上記行為は、以下の状況から、外国証券業者と国内顧客との間の F X 取引を媒

介する行為を、外国証券業者より報酬を得て行っているものと認定し、第一種金融商品取引業に該当すると判断した。

- ・ 当社は、顧客に対し、当社があらかじめプログラムした特定の外国証券業者と取引を行うための専用ソフトを開発・販売し、販売後は、当該外国証券業者との取引に必要な口座開設をサポートしている。
- ・ 当社は、顧客が実際に当該ソフトを利用して取引を行った場合には、当該外国証券業社から、顧客の取引量に応じた報酬を受領している。

(2) 無登録でファンド等の募集又は私募の取扱い(第二種金商業)を行っている状況

➤ 無登録でファンドの私募の取扱いを行っている状況：【平成 26 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客に対し海外ファンドの私募の取扱いを行っていた。

また、当社の唯一の常勤役職員である代表取締役は、法令等遵守意識が著しく欠如しており、当社において多くの法令違反が認められた。

【検査結果の要旨】

○ 無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況

当社（投資助言・代理業者）は、6年の間に、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対し、外国で発行される集団投資スキーム持分（以下「海外ファンド」という。）の資料を提示し、その商品内容等の説明を行った上で、取得申込書の送付など、取得申込手續のサポートを行うことにより、少なくとも8顧客に対し、取得契約を成立させている。

他方、当社と一体と認められる海外法人は、海外ファンドの発行者との間の契約に基づき、当社顧客の海外ファンドに対する投資資産残高に応じた報酬を受領している。

このような当社の行為は、海外ファンドの発行者のために行っている海外ファンドの取得の勧誘行為であり、第二種金融商品取引業（私募の取扱い）に該当するものと認められる。

○ 報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出〔金商法第52条第1項第6号〕

※下記の法令違反とも併せて勧告

○ 投資助言・代理業を適確に遂行するに足り人的構成が確保されていない状況等〔金商法第52条第1項第1号（同法第29条の4第1項第1号二に該当することとなったとき）〕

- 無登録でファンドの私募を行っている状況及びファンドの運用に係る投資者保護上重大な問題〔金商法第 51 条〕：【平成 26 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、適格機関投資家等特例業務について、ファンドの営業者であるとともに、当該ファンドに出資する唯一の適格機関投資家である A 投資事業有限責任組合の業務執行者でもあることから、同組合から当該ファンドに対する出資は適格機関投資家を相手方とする取得勧誘によるものとは認められず、適格機関投資家等特例業務の要件を満たしていない。

また、当社は、その運用するファンド出資金の一部を投資対象事業以外の用途に充当するなどしており、投資者保護上の重大な問題が認められた。

【検査結果の要旨】

- 無登録で集団投資スキーム持分の私募を行っている状況

当社（投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者）は、10 のファンド（以下「本件 10 ファンド」という。）の営業者として出資金の運用を行うとともに、適格機関投資家等特例業務届出者として、その出資持分の私募（取得勧誘）を行っている。本件 10 ファンドに出資している適格機関投資家は、A 投資事業有限責任組合（以下「A 組合」という。）のみであるが、A 組合の業務執行は当社が行っている。

このため、A 組合から本件 10 ファンドへの出資は、適格機関投資家を相手方とする取得勧誘によるものとは認められない。したがって、当社が行ったファンド出資持分の私募は、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないものと認められる。

- ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社は、運用しているファンド出資金の一部を、匿名組合契約書に定められた投資対象事業以外の用途（当社と同一の本店所在地で、当社元取締役が代表取締役を務める 2 社に対する貸付け）に充当していた。なお、当社は、上記 2 社による資金の使用目的を確認することなく貸付けを行っており、また、ファンドの運用報告書には当該貸付けの状況を記載していなかった。

（留意点）

適格機関投資家に対する勧誘について、集団投資スキームの運営者自身による出資は当該運営者による勧誘を伴うものではないことから、「適格機関投資家等」を相手方として行う集団投資スキーム持分の「自己募集（私募）」には該当せず、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさない。

(3) 無登録で投資一任業（投資運用業）を行っている状況

➤ 無登録で投資一任業を行っている状況：【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、投資運用業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客に対し、投資判断の一任や発注に係る必要な権限を顧客から受け、顧客資産の運用を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社（投資助言・代理業者）は、日経 225 先物取引の自動売買システムを利用したサービスに関する契約を顧客と締結している。

当該サービスにおいて、当社は、顧客のために、当社が管理する自動売買システムによって、顧客が取引に使用する口座（以下「顧客口座」という。）のある証券会社に対し直接、日経 225 先物取引に係る売買の発注を行っていることから、顧客から投資判断を一任されている状況（①）となっている。

また、当社は、顧客から当社に対し、証券会社の顧客口座の ID 及びパスワードを通知させており、当社は当該 ID 及びパスワードを用いて、当社が管理する自動売買システムによって日経 225 先物取引に係る売買の発注を顧客のために行っていることから、顧客のために当社から直接証券会社に発注するのに必要な権限を委任されている状況（②）となっている。

そして、当社は、当社が管理する自動売買システムによって、顧客口座のある証券会社に対して日経 225 先物取引に係る売買の発注を行い、顧客の金銭の運用を行っている。

（留意点）

当社の上記①及び②の状況は、投資家が投資判断を行っていると思われる状況がなく、当社の投資判断に基づいて顧客のために投資を行うのに必要な権限を当社が顧客から委任されているものと認められることから、投資助言業ではなく、投資運用業（投資一任業）に該当するものと判断した。

(4) 無登録業者に名義貸し等を行っている状況

➤ a 社（投資助言・代理業者）：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社の代表取締役が、無登録業者のトップの地位にあり、無登録での投資助言業務を主導するとともに、当社従業員を無登録業者の投資助言業務に従事させていた。

【検査結果の要旨】

当社の代表取締役は、無登録で投資助言業務を行っている業者（無登録業者）において「社長」と称される地位にあり、無登録での投資助言業務を主導していた。

また、代表取締役は、当社の従業員を無登録業者の投資助言業務（顧客との面会や電話による投資顧問契約の締結を勧誘業務等）に従事させていた。

※ 他の法令違反行為（有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為）と併せて勧告（44 ページ：Ⅱ. 3 - (2) 参照）

7 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

証券監視委においては、無登録業者による投資者被害を防止するため、金融庁監督局、各財務局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限及び申立て権限を適切に活用して 187 条調査及び 192 条申立てを行うとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処している。裁判所への申立てを行った主な事例は以下のとおり。

➤ a 社：【平成 29 年度】

【概要】

当社は、無登録で、投資助言（投資助言・代理業）及び店頭デリバティブ取引の媒介（第一種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社及び当社代表取締役等は、従業員を代表者として設立した複数の実体のない会社名義で、投資助言に関するウェブサイトを多数開設し、ウェブサイト上で無料の会員登録を行った一般投資家に対して、電話や電子メールで、投資顧問契約（一契約あたり数万円～数百万円の投資顧問料を支払うことによって、数か月～数年程度、株価の上昇が見込まれる国内株式の銘柄の情報の提供を受けることができる契約）の締結を勧誘し、投資顧問契約を締結した一般投資家に対して、同契約に基づき、今後株価の上昇が見込まれる国内株式の銘柄の情報を提供して買い推奨を行っていた。

当社は、少なくとも延べ約 3,700 人の顧客から、約 37 億 5,000 万円の投資顧問料を得ていた。

また、同様に従業員を代表者として設立した実体のない会社名義で、FX 取引の自動売買ソフトを販売しているところ、その購入者に対して、海外の FX 取引業者を紹介し、同社との取引資金を預かるとして、上記実体のない会社名義の口座に送金させていた。

しかし、実際には、当該 FX 取引業者は実在する法人ではなく、全く名称の異なる海外の FX 取引業者に顧客から預かった金銭を送金して FX 取引を行わせ、顧客が行う FX 取引の量に応じて、当該業者から手数料を得ていた。

当社は、少なくとも延べ約 1,100 人の顧客について海外の FX 取引業者との FX 取引を媒介し、当該業者から約 3,200 万円の手数料を得ていた。

➤ b 社：【平成 29 年度】

【概要】

当社は、無登録で、店頭デリバティブ取引（第一種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社及び当社取締役は、ウェブサイトを開設し、4種類の権利※（以下、「本件バイナリーオプション」という。）を、少なくとも延べ約400名の一般投資家に対して約3億円分販売していた。

また、ウェブサイト上で、原資産を金等とする本件バイナリーオプションと同様の権利の販売も行っており、当該権利の販売を含めると、少なくとも延べ約600名の一般投資家に約72億円分の権利を販売し、これらの取引用資金として累計で約5億2800万円の入金を受けていた。

※ ① ハイ・ロー取引に係る権利

通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、権利購入時の当該銘柄の価格等を、将来のある時点（以下「満期時間」という。）の当該銘柄の価格等が上回るか否かを選択するもの。

② ワンタッチ取引に係る権利

通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、当該銘柄の価格等が権利購入時から満期時間までの間に、あらかじめ設定された目標値に一度でも到達するか否かを選択するもの。

③ レンジ取引に係る権利

通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、当該銘柄の価格等が、満期時間において、あらかじめ設定された目標値の範囲内に収まっているか否かを選択するもの。

④ 短期取引に係る権利

上記①のハイ・ロー取引に係る権利のうち、満期時間が、権利購入時から1分後、2分後又は5分後という極めて近い将来に設定されているもの。

➤ c社：【平成29年度】

【概要】

当社は、無登録で、ファンドの募集等の取扱い（第二種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社及び当社代表取締役等は、「ポートフォリオコイン※」という名称の金融商品を販売しており、個別の面談やセミナーにおいて、一般投資家に対して「ポートフォリオコイン」の説明を行い、その取得勧誘を行っているほか、1か月に1、2回程度の頻度で、「ポートフォリオコイン」の追加購入を促すキャンペーンを行っており、そのようなキャンペーンを行う旨を会員向けのウェブサイトで告知するとともに、会員全員に対して

メールを送信して告知し、「ポートフォリオコイン」の取得勧誘を行っている。

その結果、少なくとも延べ約 8,100 名の一般投資家に対して延べ約 31 億円分の「ポートフォリオコイン」を販売しており、会員からの登録料等として、約 10 億円の入金を受けている。

※ その発行主体とする海外法人が、仮想通貨の売買によって「ポートフォリオコイン」の売上金を運用し、その運用益を「ポートフォリオコイン」の所有者に対して、所有口数に応じて分配するという金融商品であるとしている。「ポートフォリオコイン」を購入するためには、当社に対し登録料を支払い、会員登録を行う必要があり、会員は、自分の紹介により、一般投資家が新規に会員となったり、「ポートフォリオコイン」を購入したりした場合には、当社から「ボーナス」として金銭が支払われる仕組みとなっていた。

情報提供窓口からのご案内

☆ 是非ともお寄せください！

- 市場において不正が疑われる情報
- 投資者保護上問題があると思われる情報

☞ 情報提供の方法については、証券監視委ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

インサイダー
取引

相場操縦

風説の流布

有価証券報告書等
虚偽記載

投資詐欺

疑わしい取引や
ファンド

金融商品の
不適切な勧誘

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
虚偽記載
風説の流布
不正取引

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いいたします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

SEC 証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館